



## ■ 用語の説明

用語	説明
多文化共生	多文化共生とは、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」（出典：総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」）を言います。
市民	本プランでは、「市内に住む者、市内で働く者、学ぶ者、活動する者及び市内で事業を営む者」（出典：京丹後市まちづくり基本条例）のこととします。
外国人市民	一般的に、京丹後市に生活拠点を有する外国籍の市民のことを表しますが、「外国人市民」には、日本国籍を有しない人に加え、すでに日本国籍を取得している外国出身の人も含みます。

# 京丹後市多文化共生推進プラン

## 目次

### 第1章 基本的な考え方

---

I	プラン策定の背景	1
II	プラン策定の位置づけ	2
III	多文化共生をめぐる国の動き	4

### 第2章 京丹後市の現状と課題・今後の展望

---

I	京丹後市の現状	
1	人口減少と少子高齢化	6
2	約500人の外国人が生活	7
II	アンケート調査結果からみる住民意識	
1	外国人市民アンケート	10
2	日本人市民アンケート	22
III	課題と今後の展望	
1	市の現状と住民意識からみえる様々な課題	33
2	多文化共生推進に向けた新たな視点	35

### 第3章 基本計画

---

I	プランの基本理念	36
II	プランの目標	37
III	プランの期間	37
IV	プランの体系	38

### 第4章 基本方針と施策・推進体制

---

I	基本方針と施策	39
II	プランの進捗 <sup>しんちよく</sup> 管理と推進体制	51

資料	53
----	----

# 第 1 章 基本的な考え方

---

## I プラン策定の背景

### ● 安心して暮らせる社会の実現へ

第2次京丹後市総合計画では、10年後の将来像を「ひと みず みどり 市民総参加で飛躍するまち 北近畿新時代へ和のちから輝く 京丹後」と定め、基本計画の中で「国際交流と多文化共生と地域間連携の活性化」として、市民主体の国際交流をより一層推進し、国籍や文化等のちがいを認めながら、すべての市民が安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

### ● 人口減少と新たな担い手の活躍

本市の人口は年々減少し、少子高齢化が進んでいます。一方で、外国人の定住化が進み、外国人もこの京丹後市で、出産、子育てをし、次世代の京丹後市を担う子どもたちを育てています。また、市内の様々な企業で就業するなど、地域との関わりを深める機会が増えています。さらに、日本で生活する外国人を、支援の対象として捉えるのではなく、外国人も“地域の担い手”となり、今後も地域の維持・発展に向けて、活躍できる環境を整えていくことが必要となっています。

### ● 外国人観光客の増加と魅力発信

本市では観光立市の実現を目指すべく、「第2次京丹後市観光振興計画～極上のふるさと観光づくり～」を策定しており、その中で、外国人観光客誘致に向けた「インバウンド推進事業」を進めています。外国人観光客の増加に対応するまちづくりを行うにあたり、外国人の視点で、本市の魅力を発信していくことや外国人観光客に対応できる地域づくりを行うことが必要となっています。

### ● 思いやる心を大切にプラン策定

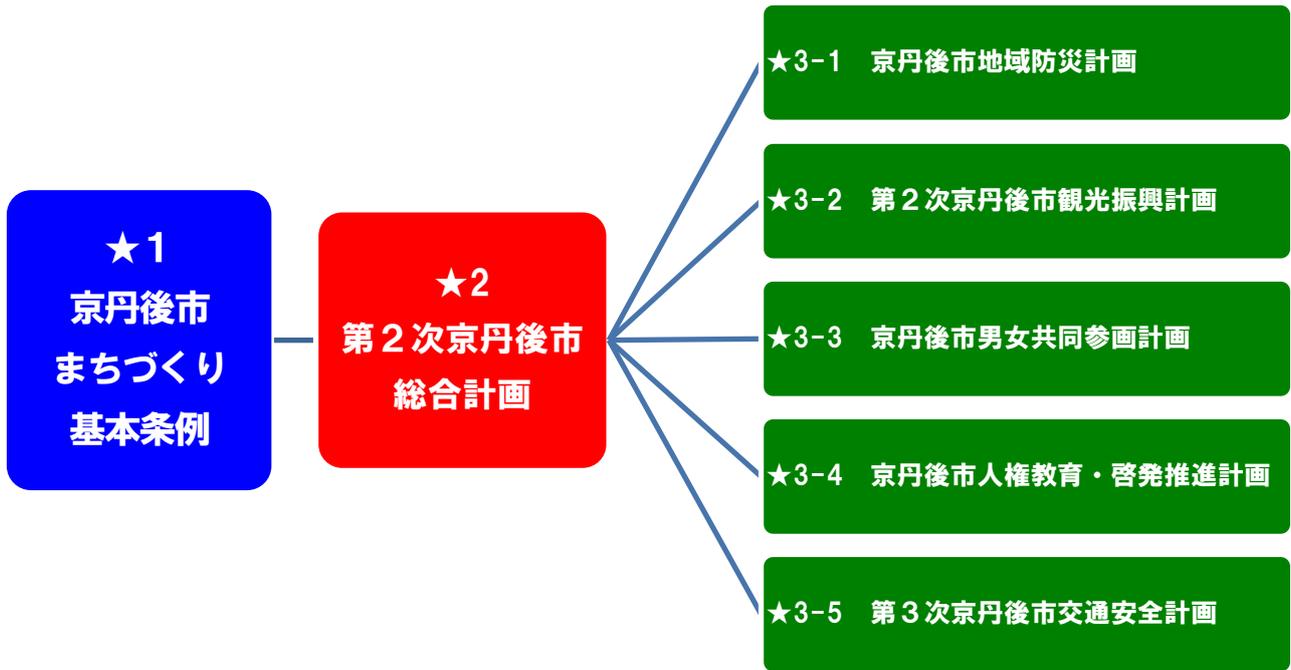
京丹後市に暮らす人、京丹後市を訪れる人、一人ひとりが、国籍、民族、文化、言葉のちがいを持っています。様々な背景を持つ人々が、国籍や文化等のちがいを越え、ともに時間を過ごす仲間として“お互いを思いやる心”を大切に、まちづくりに参画できる多様な社会（多様性社会）の実現を目指し、多文化共生施策をより一層推進するため、「京丹後市多文化共生推進プラン」(以下、「プラン」という)を策定することとします。

## Ⅱ プラン策定の位置づけ

本市では、平成 27 年 3 月に「京丹後市まちづくり基本条例」に基づく「第 2 次京丹後市総合計画」を策定しました（平成 27 年 4 月から施行）。

本プランは、同計画の「基本計画」に定める「国際交流による多文化共生と地域間交流の活性化」の基本施策（施策 27）を具体化し、それを推進するもので、他の関連個別計画と連携した“分野別計画”に位置付けて策定するものです。

このプランにより、総合計画の実行性をさらに高め、外国人を含めた“すべての市民が真に住みやすいまちづくり”を目指します。



### 京丹後市多文化共生推進プラン



## ★ 1 京丹後市まちづくり基本条例（平成 20 年策定）

（市政運営の基本）第 25 条第 1 項

市は、まちづくりに関する市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、性別、年齢、社会・経済的環境等にかかわらず、様々な主体がまちづくりに果たす役割を重視して、権利の保障と拡充に努めなければならない。

（連携及び交流）第 28 条第 2 項

市は国際交流を推進し、国際的な視野に立ったまちづくりの推進に努めるものとする。



## ★ 2 第 2 次京丹後市総合計画基本計画（平成 27 年策定）

施策 27 国際交流による多文化共生と地域間連携の活性化

（行政の主な取組）

1 国際交流の推進

2 国際化に対応したまちづくり

3 地域間連携の推進

## ★ 3-1 京丹後市地域防災計画（平成 18 年策定、平成 23 年 1 月 31 日修正）

第 28 章 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

第 2 節 計画の内容

第 2 非常時における災害時要援護者優先ルールの促進

● 外国人対策の推進

・ 外国人向け防災パンフレットの作成

・ 外国人向け防災教育、防災訓練の実施

・ 通訳、翻訳ボランティアの事前登録

・ 外国人雇用者の多い企業・事業所等の連携・協力体制の確保

## ★ 3-2 第 2 次京丹後市観光振興計画（平成 25 年策定）

テーマ④ インバウンドの推進

## ★ 3-3 京丹後市男女共同参画計画《後期》（平成 23 年策定）

第 4 章 男女共同参画についての理解の促進

4 国際的視野に立ったまち（国際理解の啓発）

（基本施策）

(1) 国際理解のための学習と情報発信

(2) 外国人も暮らしやすい環境づくりの推進

## ★ 3-4 京丹後市人権教育・啓発推進計画（平成 21 年策定）

第 3 章 人権問題の現状等

6 外国人

## ★ 3-5 第 3 次京丹後市交通安全計画（平成 24 年策定）

(9) その他の道路交通環境の整備

2 交通安全思想の普及徹底

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

ク 外国人に対する交通安全教育の推進



### Ⅲ 多文化共生をめぐる国の動き

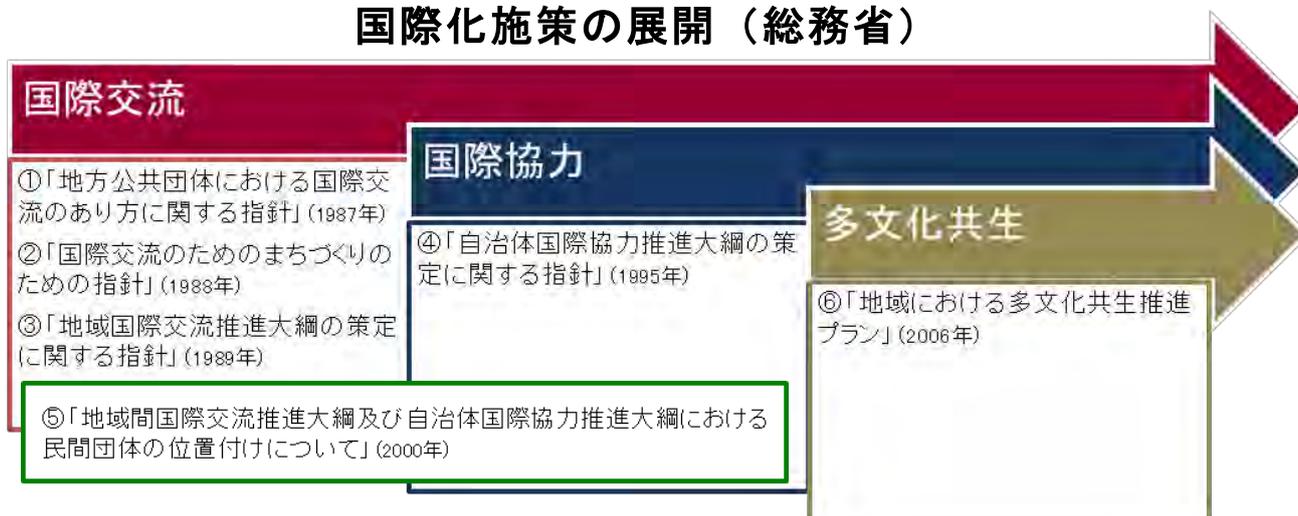
1970年代、海外旅行が珍しく、外国人も少なかった時代には、「国際交流」は市民が世界のことを知る貴重な機会でした。

しかし、近年では、インターネットの普及や外国人の増加など海外との交流が一般化してきました。また、1995年に、阪神淡路大震災で被災した外国人市民への情報提供を機に、「多文化共生」の取組みが発展してきています。

国は、外国人の定住化や多様化(\*)を受けて、地方自治体における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定のために、「地域における多文化共生推進プラン」を策定しました。このプランでは、世界との関わりについて、「国際交流」「国際協力」に次ぐ第3の柱として「多文化共生」を据え、地域の国際化を推進していこうとしています。

- \* **外国人の多様化**：「外国籍」でも日本で生まれ育っている人（2世、3世）や外国にルーツがある人、「日本国籍」でも育った背景が外国の人、外国籍から日本国籍を取得した人など、グローバル化に伴い、外国人も多様化しています。

#### 国際化施策の展開（総務省）



《参考：総務省の取組み》

#### 1 在住外国人施策に係る地方財政措置

地方公共団体が行う以下のような在住外国人支援に要する経費について、所要の普通交付税を措置（平成5年度から地方財政計画に計上）

- 外国人向け情報誌・パンフレット等の作成、外国語表記案内板・標識等の設置
- 外国人向け日本語講座、外国人による国際理解講座
- 外国人相談活動等

在住外国人の急増対策として特別交付税を措置

#### 2 多文化共生施策の重点化

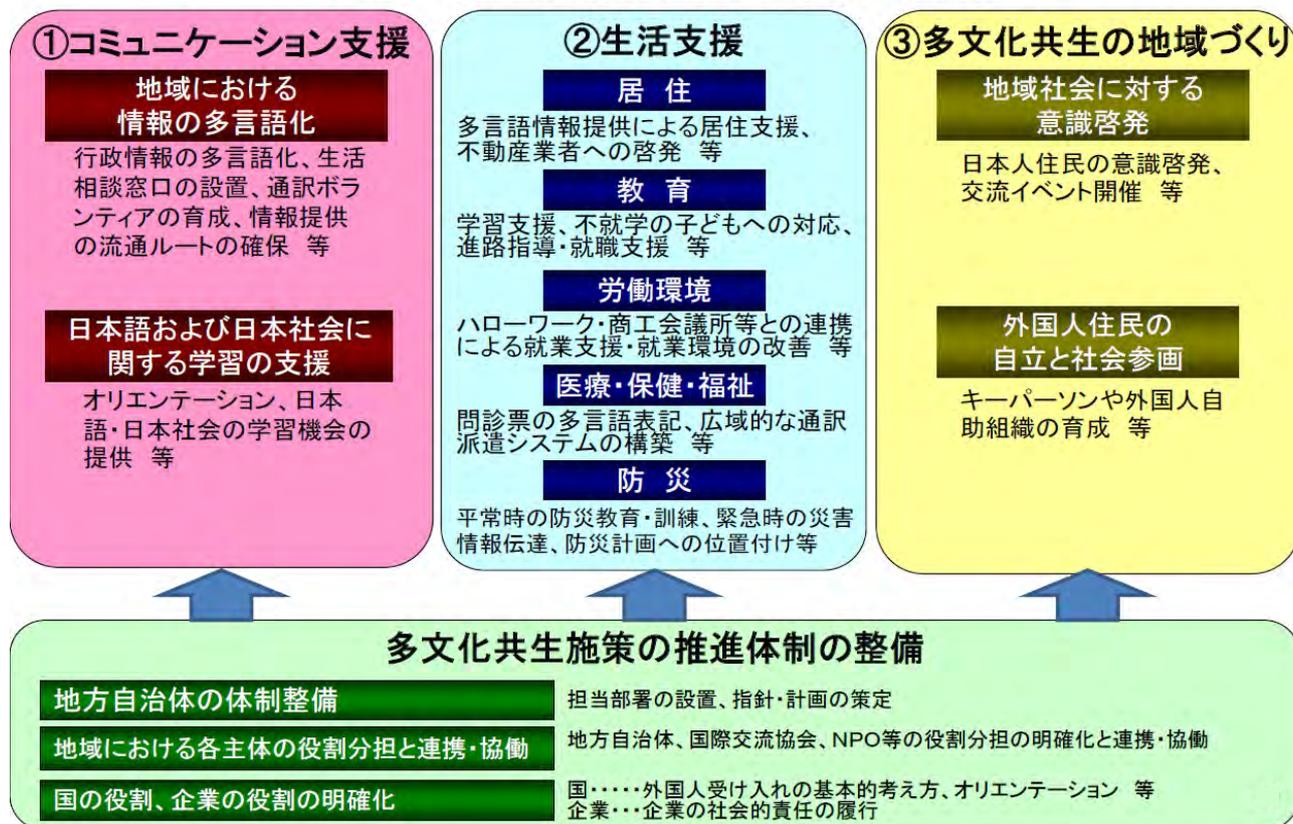
平成17～20年度に引き続き、平成21年度も総務省の重点施策に「多文化共生の推進」を位置付け。

平成17年度、「多文化共生の推進に関する研究会」を設置し、地方公共団体の多文化共生施策全般について検討のうえ、「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、地方公共団体に通知。

平成18年度は、平成17年度に引き続き、多文化共生の推進に向けた地方公共団体の取組みを支援するため、研究会において、防災ネットワークのあり方及び外国人住民への行政サービスの的確な提供のあり方について検討を行い、報告書を取りまとめ、地方公共団体に周知。

平成21年9月から、「多文化共生の推進に関する意見交換会」を開催。外国人住民の現状把握や各種団体の連携のあり方等、検討課題を提示。

「多文化共生の推進に関する研究会」報告書の概要(平成17年度)  
⇒「地域における多文化共生推進プラン」(平成18年3月)



出典：総務省

《参考：その他の国の動き》

1 内閣府

- 「定住外国人施策推進室」の設置（平成21年1月）
- 「定住外国人支援に関する当面の対策」の発表（平成21年1月）
- 「外国人との共生社会」実現検討会議の設置（平成24年5月）

2 文部科学省

- 「定住外国人子ども緊急支援プラン」（平成21年3月）
- 「虹の架け橋プロジェクト（不就学児童対策）」（平成21年4月～）

3 厚生労働省

- 「日系人離職者に対する帰国支援事業」（平成21年4月）
- 「日系人就労準備研修」（平成21年4月～）

**外国人住民の情報を登録する目的が、「公正な管理」から「利便の増進」へ**

**【外国人登録法の廃止】**

外国人住民の方は、外国人登録法に基づき外国人登録原票に記載され、日本人住民とは異なる制度に登録されていました。そのため、住民票には記載されていませんでした。

**【住民基本台帳法の改正】**

日本の国籍を有しない者について適用を除外していた「住民基本台帳法」が平成21年（2009年）に改正され、外国人住民の方も住民票に記載されることになりました。これまで外国人住民と日本人住民と一緒に暮らしておられる複数国籍世帯では、外国人登録原票記載事項証明書と住民票と別々に証明を発行していましたが、改正後は同一世帯であれば住民票と一緒に記載されることとなります。

また、外国人住民に対し、日本人と同様に基礎的行政サービスを提供する基盤となり利便の増進に繋がりました。

## 第2章 京丹後市の現状と課題・今後の展望

---

# I 京丹後市の現状

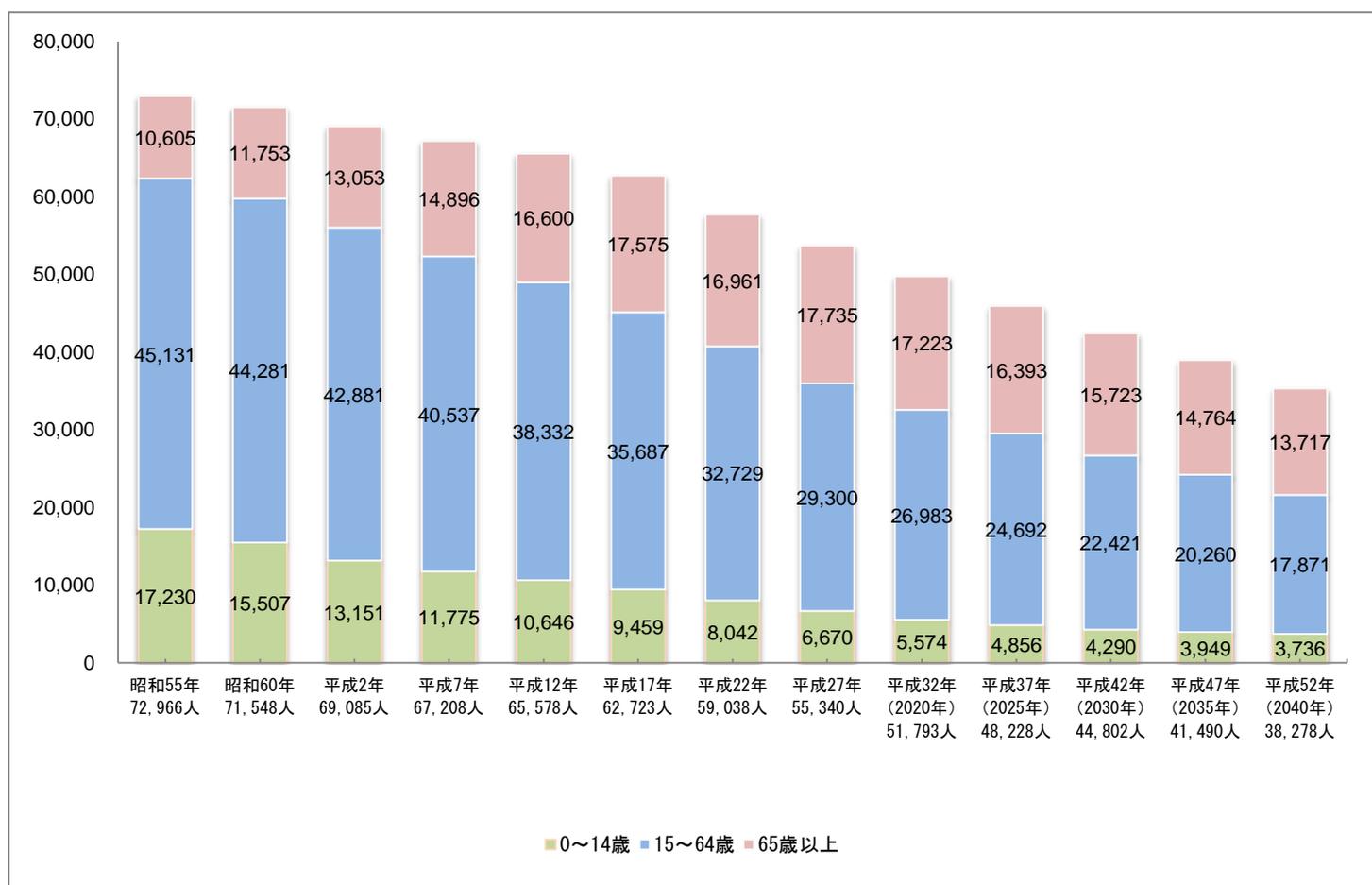
## 1 人口減少と少子高齢化

### ● 生産年齢人口が大幅に減少

本市の人口は、合併当時の約6万4千人から、平成26年5月1日現在には約5万6千人に減少しています。

今後も、人口減少と少子高齢化が進むことが予想され、このまま人口が減り続けると、生産年齢人口が減少し、深刻な担い手不足に直面すると推測されます。

### 京丹後市の人口推移と推計人口



出典：国立社会保障人口問題研究所

## 2 約 500 人の外国人が生活

### ● 中国籍、フィリピン籍のニューカマーが増加

本市の外国人登録者数（\*1）は、平成20年の400人超から、平成21年以降は300人台後半の人数で推移しており、大きな増減はなく、人数がほぼ安定しています。

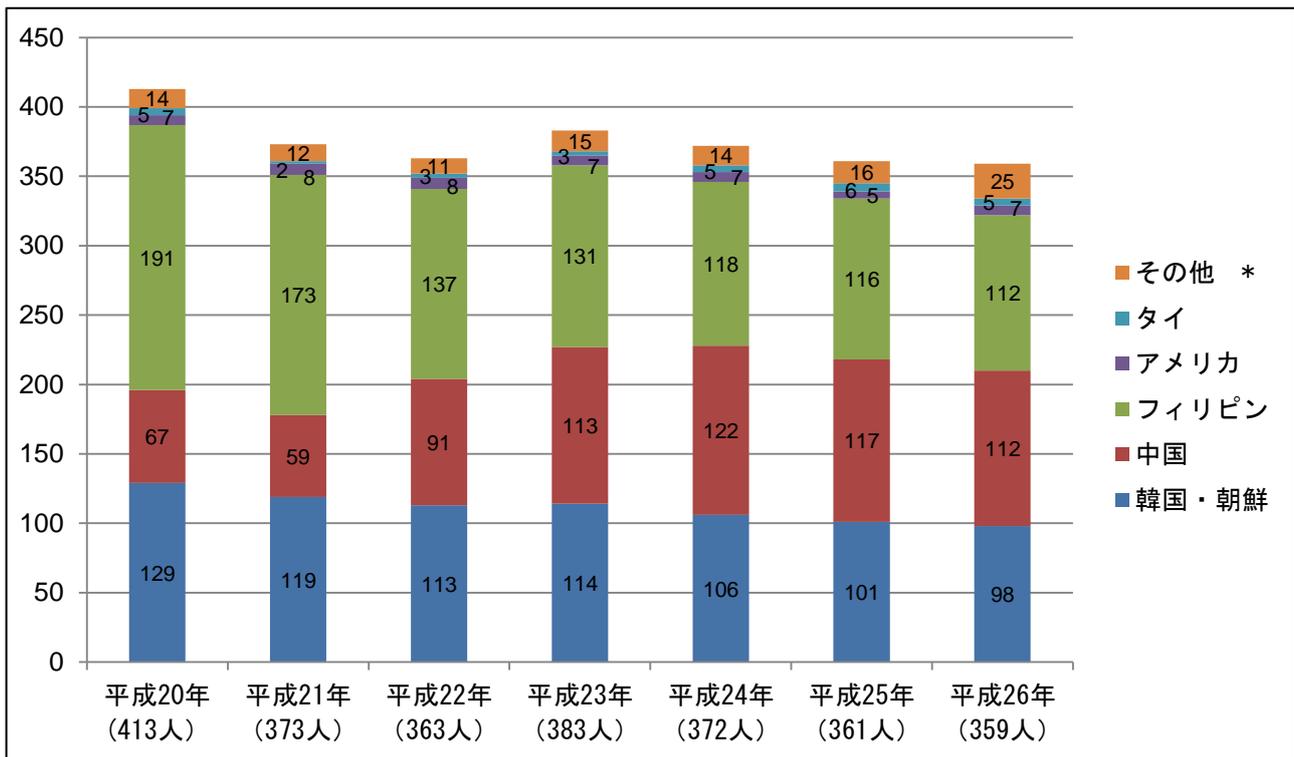
国籍別にみると、中国籍やフィリピン籍などのニューカマー（\*2）は増加傾向となっていますが、韓国・朝鮮籍のオールドカマー（\*3）は高齢化に伴い、減少傾向となっています。

また、平成26年12月末現在で、住民基本台帳に登録されていない米軍関係者約160人が居住していることから、市内で生活する外国人は約500人にのぼっています。

- \*1 外国人登録者数：外国人登録法に基づいて、自治体に外国人登録をしていた人の数。平成24年7月の入管法改正に伴い、平成24年からは、在留外国人数。
- \*2 ニューカマー：1980年代以降に日本で就労、就学、国際結婚などにより長期に滞在する外国人。
- \*3 オールドカマー：第2次世界大戦以前から日本に住んでいた、朝鮮半島出身の人とその子孫、中国・台湾からの華僑とその子孫といった、いわゆる「特別永住者」。

国籍別在留外国人数の推移

（平成26年12月末現在）



※米軍関係者は除く

#### \* その他の国籍（25人）【平成26年12月末現在】

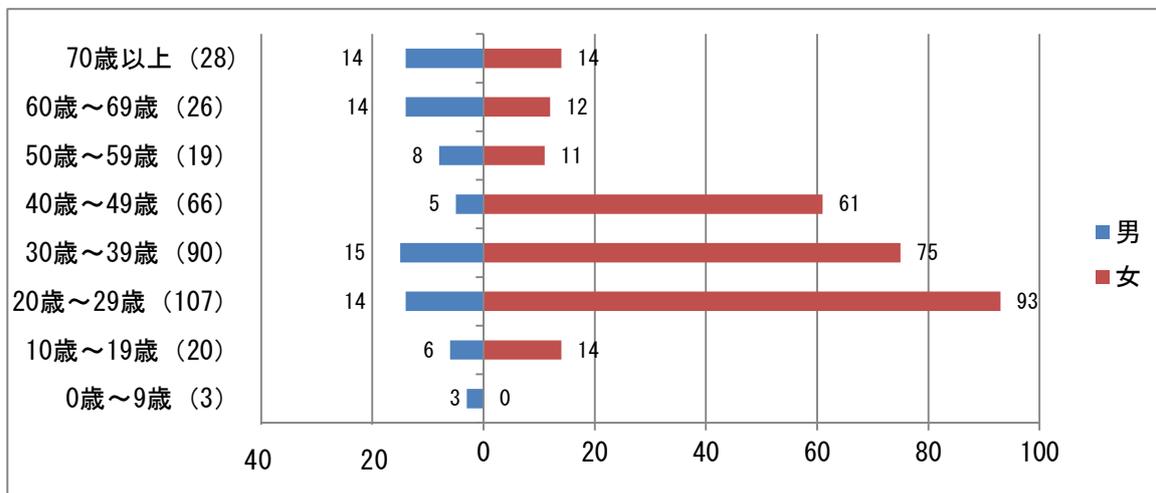
イギリス（1）・台湾（7）・フランス（1）・アイルランド（1）・  
 インドネシア（1）・マレーシア（1）・ベトナム（10）・ネパール（1）・  
 ニュージーランド（1）・パキスタン（1）パラグアイ（1）・ペルー（1）・  
 南アフリカ共和国（2）

## ● 在留外国人の約6割が20代～40代の女性

在留外国人を年代・男女別でみた場合、20代の女性が最も多く（93人）、次いで30代の女性（75人）、40代の女性（61人）の順番となっています。また、就学年齢の外国人も本市で生活していることが分かります。

### 在留外国人の年齢

（平成26年12月末現在）



※米軍関係者は除く

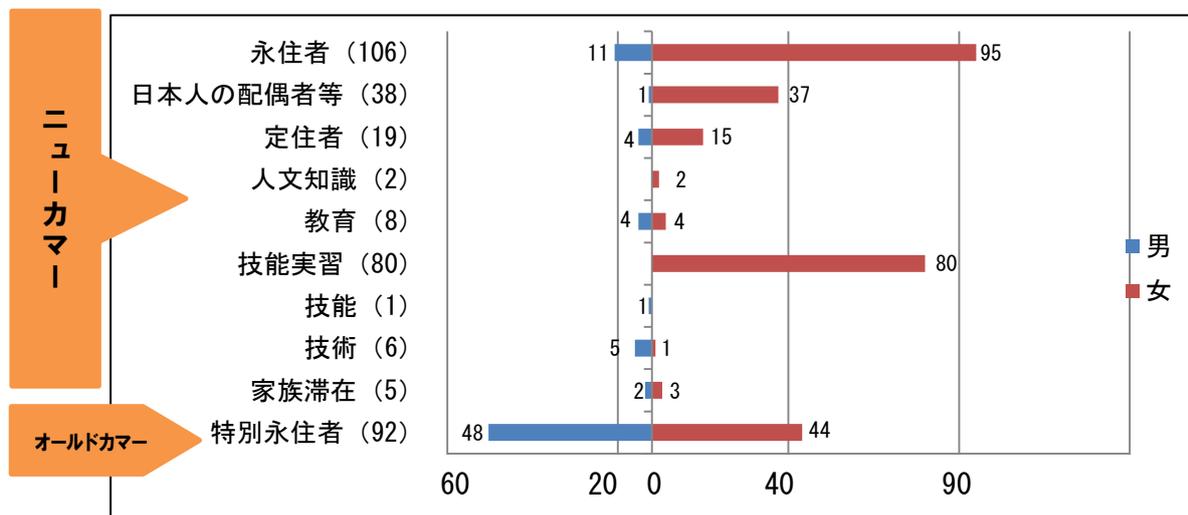
## ● 日本で生活する見込みがある在留外国人が約7割

在留資格別でみた場合、「永住者」（106人）、「特別永住者」（92人）、「技能実習」（80人）の順番で多いことが分かります。「技能実習」で滞在している外国人が多い一方で、「永住者」や「定住者」など、将来にわたり長く日本で生活する見込みがある外国人が全体の半数を占めているのが現状です。「永住者」や「定住者」といった在留資格は、日本での活動（就業等）に制限がないことから、多くの外国人が地域と関わる機会があることがうかがえます。

また、外国人の多くが女性で、日本人と生活を共にし、出産や子どもを育てるケースが増えています。さらに、国籍は日本でも、外国にルーツを持つ子どもも増えています。

### 在留外国人の在留資格

（平成26年12月末現在）



※米軍関係者は除く

## ● 米軍経ヶ岬通信所の設置に伴い軍人・軍属も居住を開始

平成 26 年 10 月から、TPY-2-レーダー（通称、X バンドレーダー）（\*）が設置されたことに伴い、約 160 人（平成 26 年 12 月上旬現在）の米軍関係者も本市に居住し始めたことから、本市で生活している外国人は増加しています。

\* TPY-2-レーダー: 米国が開発した弾道ミサイルの探知・追尾を目的としたレーダー。周波数帯がいわゆる「X バンド」と呼ばれる帯域を使用するレーダー。



## Ⅱ アンケート調査結果からみる住民意識

本市では、誰もが住みやすい「多文化共生のまちづくり」を推進する上での現状と課題を把握するための基礎資料として、市民（外国人及び日本人）を対象にアンケート調査を実施しました。調査の概要は、以下のとおりです。

### 1 外国人市民アンケート

#### (1) 外国人市民アンケート調査の概要

- ◆ 調査対象：外国人市民（249人）  
住民基本台帳に登録されている16歳以上（平成26年6月1日時点）の外国人市民※特別永住者は除く
- ◆ 調査期間：平成26年7月7日～平成26年8月8日
- ◆ 調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法及び個別ヒアリング
- ◆ 回答者数：71人（28.5%）
- ◆ 使用言語：やさしい日本語・英語・中国語・タガログ語
- ◆ その他：複数回答設問の集計は、当該設問に回答すべき人数を集計母数として各選択肢の回答比率を求めているため、回答比率の合計が100.0%を超える場合がある。

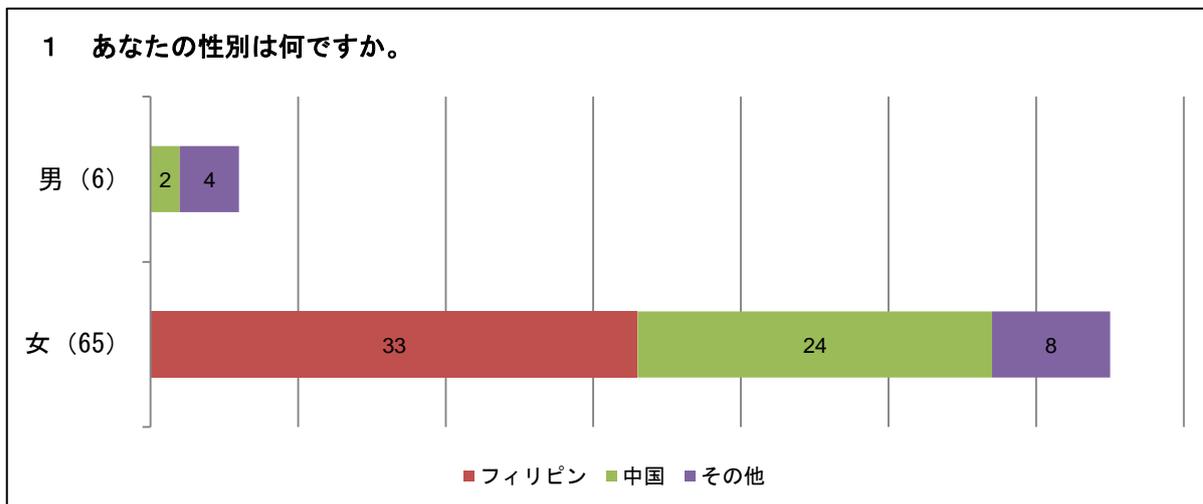
#### (2) 外国人市民アンケート調査の結果

##### ① 基本情報（回答者の9割が女性・50歳以下）

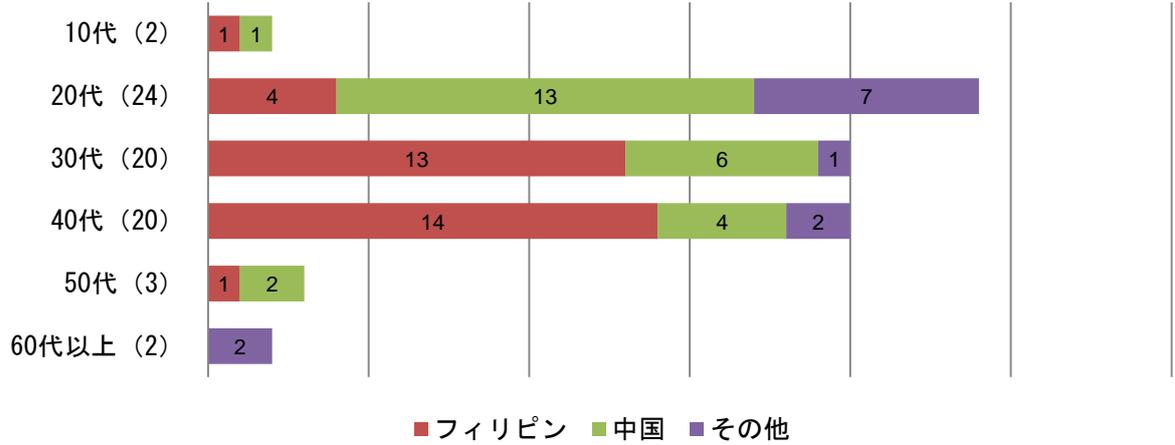
外国人市民アンケート調査は、回答者のうち、91.5%（65人）が女性で、年代別では、20代（24人）、30代（20人）、40代（20人）が90.1%を占めています。

国籍別では、フィリピン（33人）と中国（24人）の2つの国籍が83.1%を占めており、その他の国籍は、アメリカ（4人）、ベトナム（4人）、フランス（1人）、韓国（1人）、マレーシア（1人）、タイ（1人）となっています。

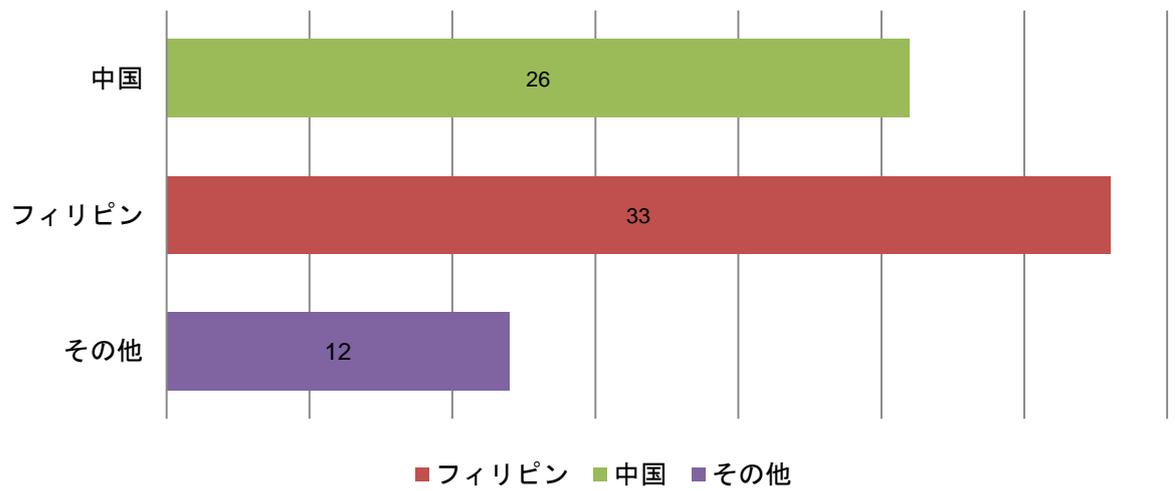
##### 【質問と回答】



## 2 あなたは何歳ですか。



## 3 あなたの国はどこですか。

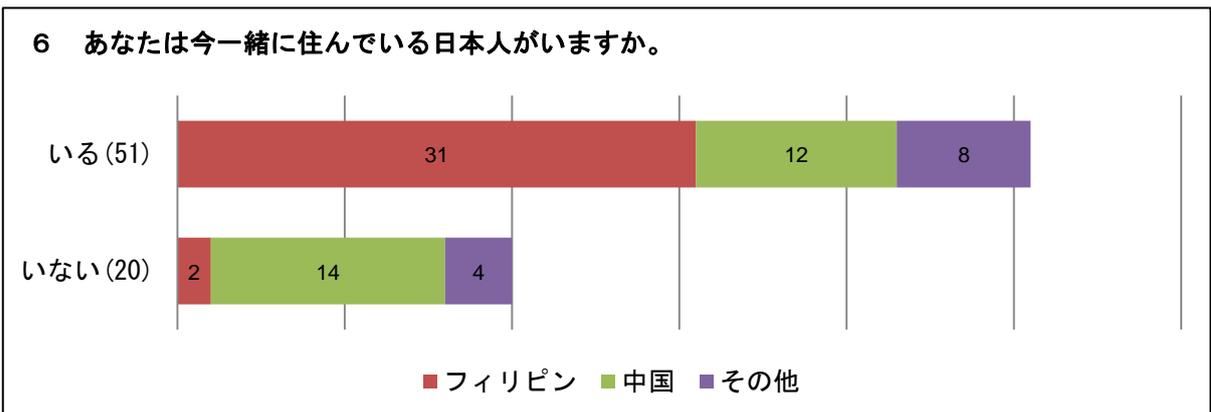
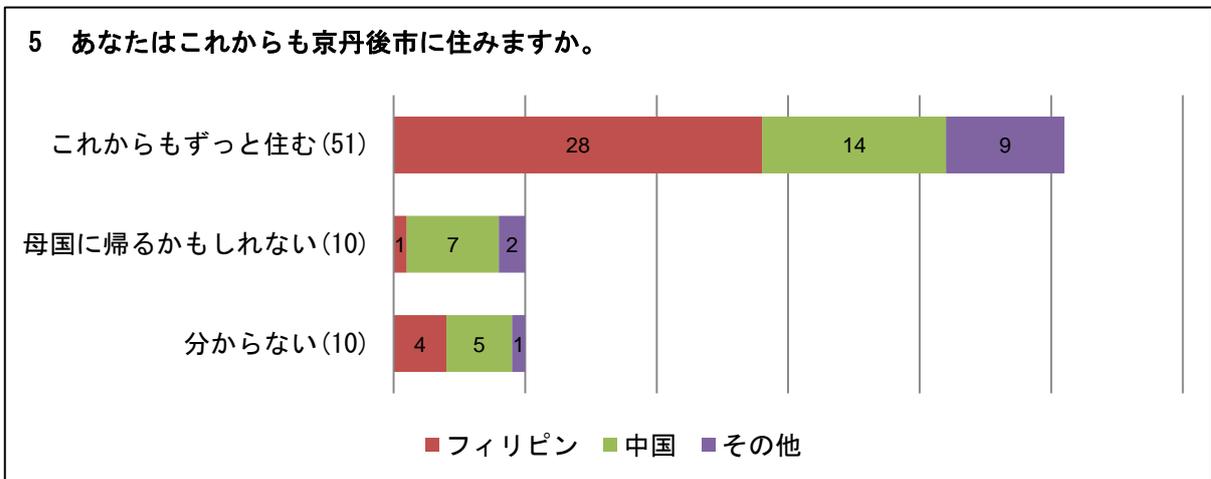
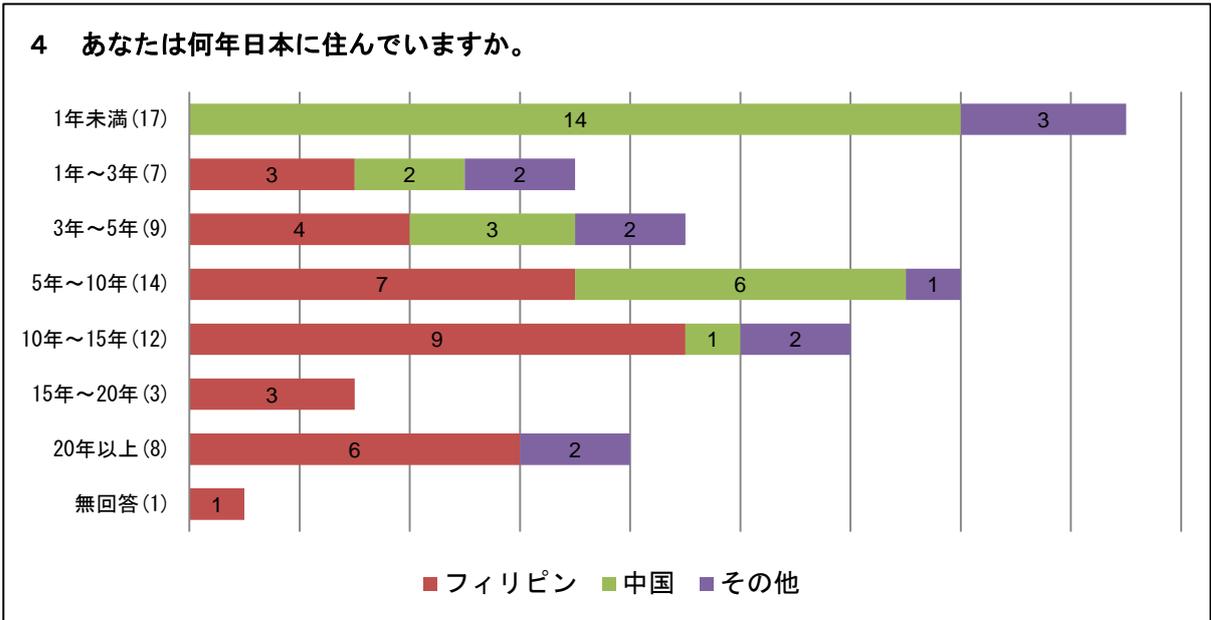


## ② 約7割の人が「これからもずっと京丹後市に住む」

日本での居住年数は、「1年未満」が17人、「5年～10年」が14人、「10年～15年」が12人で、上位3位を占めています。なお、「1年未満」と回答した約8割が中国籍となっています。

また、これらのうち、71.8%の人が「これからもずっと京丹後市に住む」と回答しており、同じく71.8%の人が「今一緒に住んでいる日本人がいる」と回答しています。

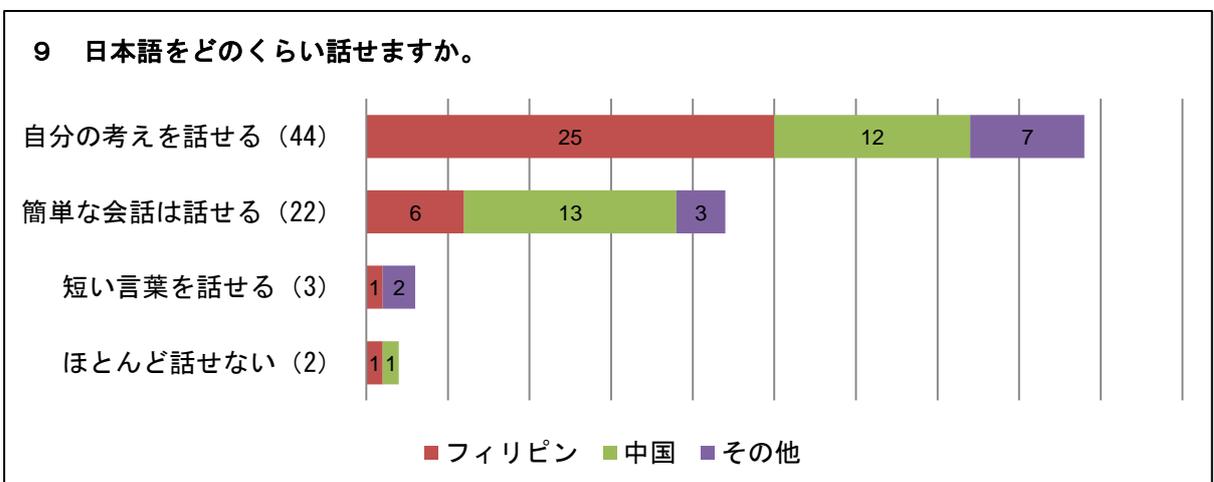
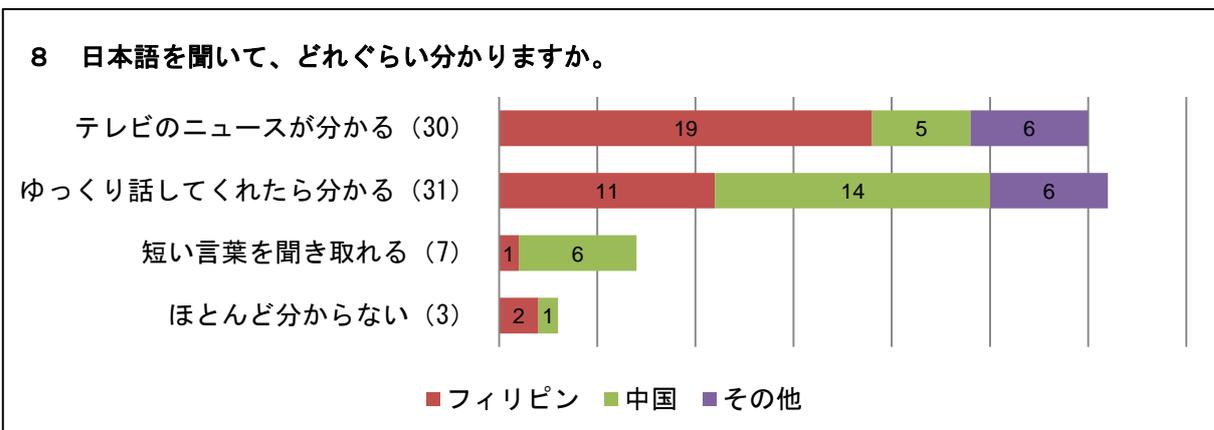
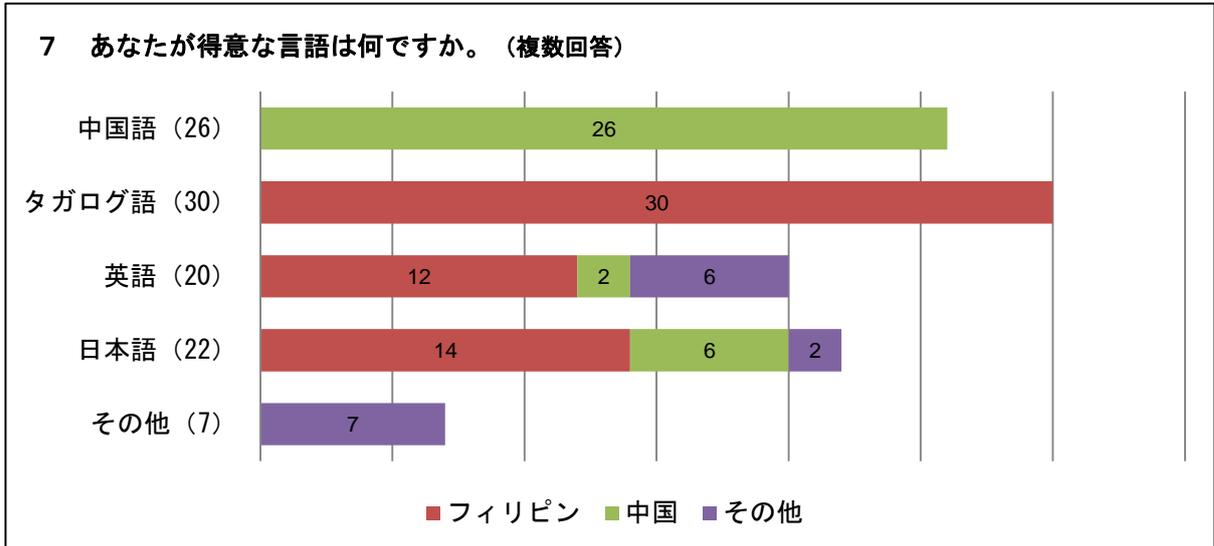
### 【質問と回答】



### ③ 約9割の人が「日本語を聞いたり、話したりできる」

「日本語を聞いて、ほとんど分からない」という人は4.2%（3人）、「日本語をほとんど話せない」という人は2.8%（2人）であり、「ゆっくり話してくれたら分かる」（31人）、「簡単な会話は話せる」（22人）という人を含めると、約9割の人が日本語を聞いたり、話したりできるという結果となりました。

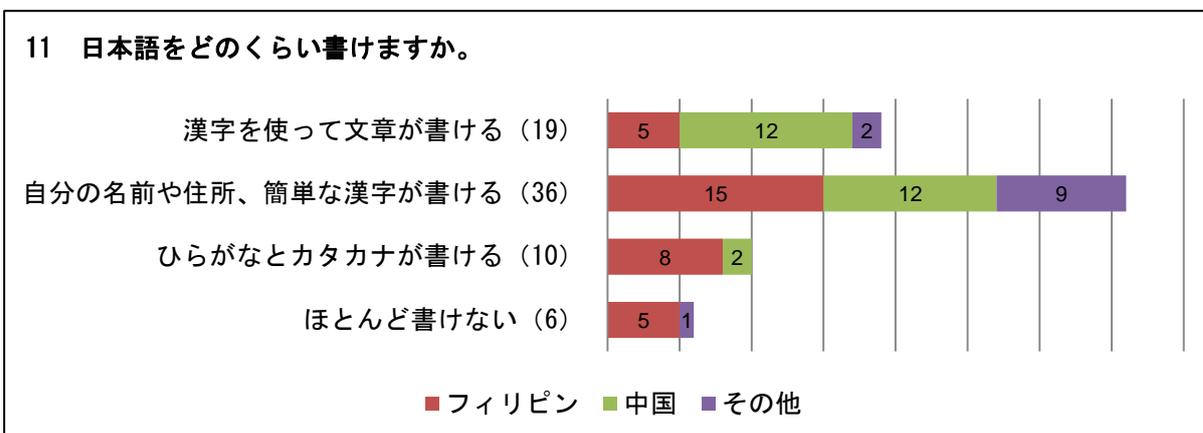
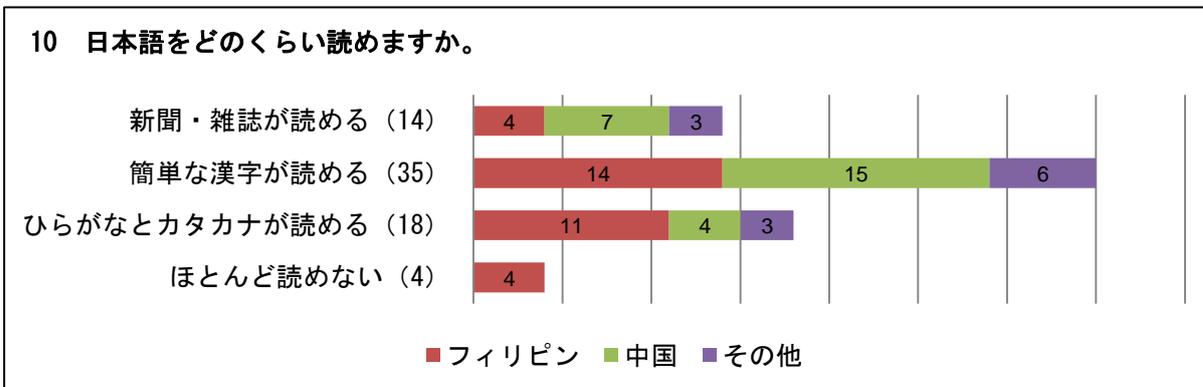
#### 【質問と回答】



#### ④ 「日本語（漢字）を読み書きできる」人は、3割以下

日本語の読み書きに関しては、「新聞・雑誌が読める」という人は19.7%（14人）、「漢字を使って文章が書ける」という人は26.8%（19人）と、漢字の読み書きができる人は、3割以下にとどまりました。

##### 【質問と回答】



## ⑤ 95%の人が「日本語を勉強している」や「勉強したい」

「日本語を勉強したくない」という人は2.8%（2人）でしたが、「日本語を勉強している」という人（37人）と「日本語を勉強したい」という人（31人）を合わせると、日本語を勉強する必要性を感じている人は95%を超えました。

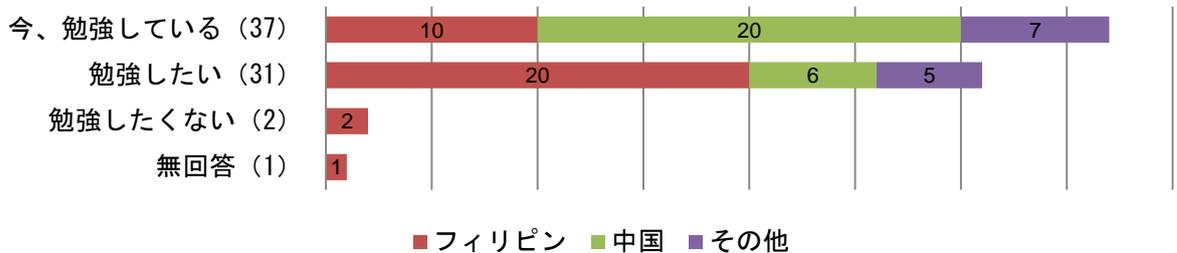
日本語の勉強方法としては、「ひとりで勉強している」という人が最も多い30人、「日本語教室で勉強している」という人が17人、「家族から教えてもらっている」という人が7人という結果でした。

また、「勉強したくない」という理由のトップは、「時間がない」（10人）でした。

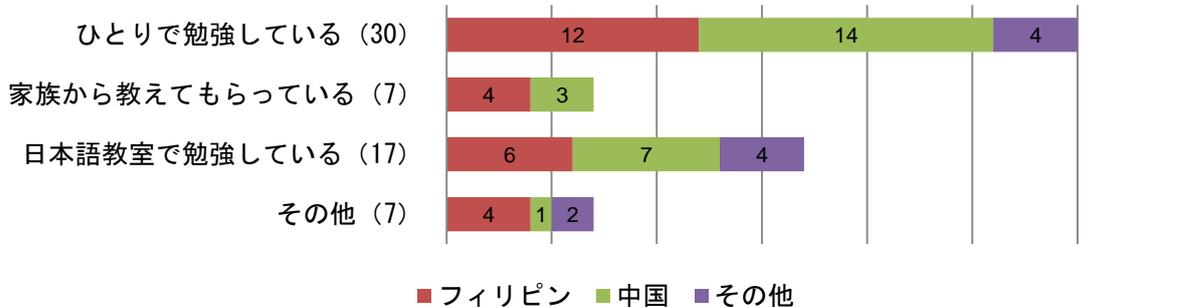
なお、「日本語を勉強したくない」と回答した人は2人に対し、「勉強したくない」理由を記入した人は16人いますが、これは「勉強したくても、できない」状況にある人も回答したからだと推測されます。

### 【質問と回答】

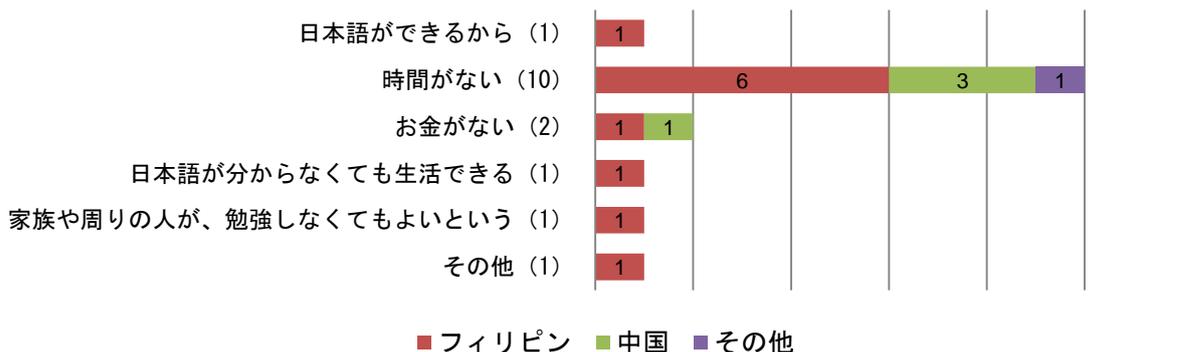
#### 12 日本語を勉強していますか。または、勉強したいと思いますか。



#### 13 どのような方法で、日本語を勉強していますか。（複数回答）



#### 14 勉強したくない理由は何ですか。（複数回答）

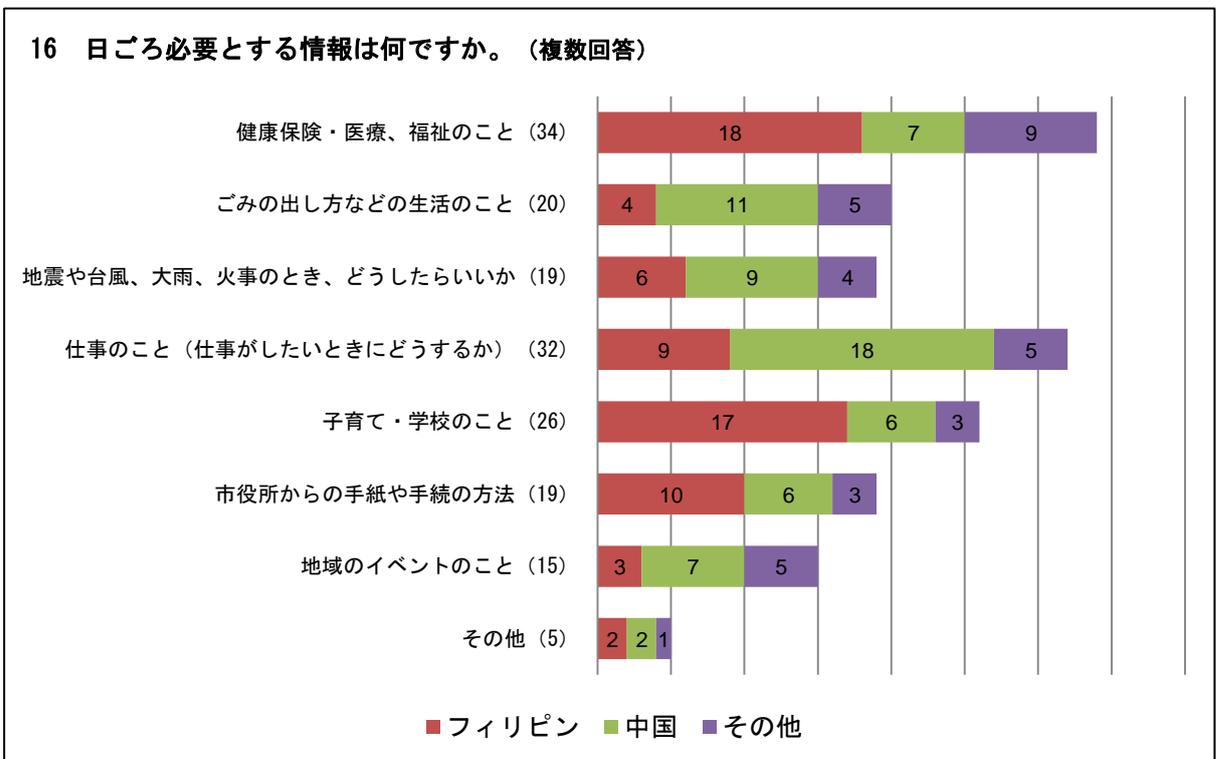
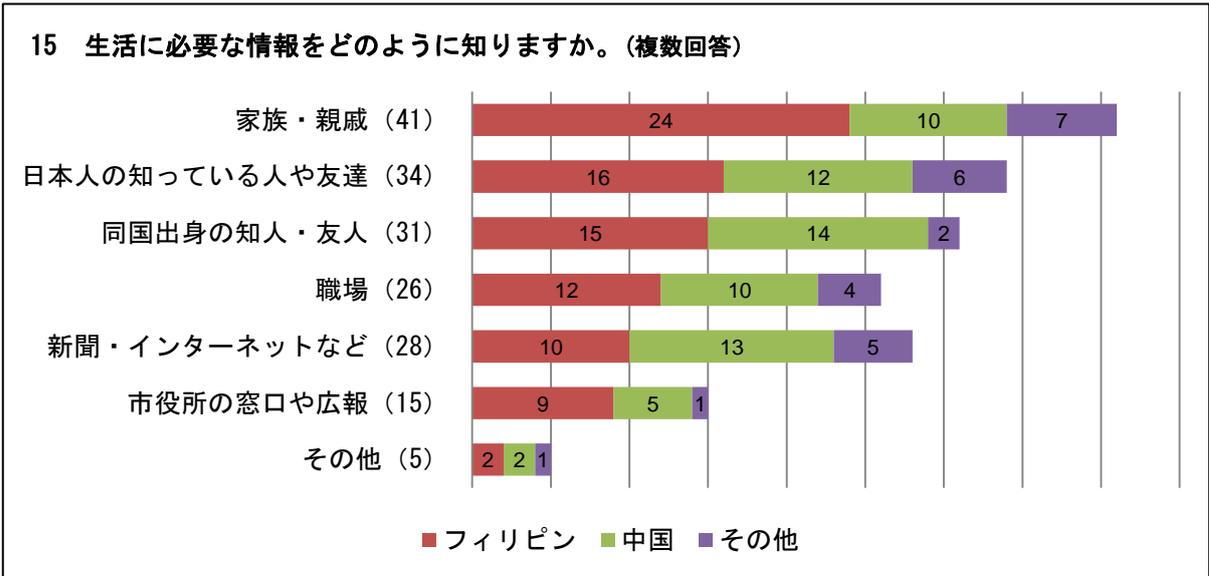


⑥ 必要な生活情報は、「健康保険、医療、福祉のこと」

生活に必要な情報の入手先（※複数回答）は、「家族・親戚」が 57.7%（41 人）、「日本人の知っている人や友達」が 47.9%（34 人）、「同国出身の知人・友人」が 43.7%（31 人）と、約半数の人が「身近な人」から生活に必要な情報を入手していることが分かります。

日ごろ必要とする情報は、「健康保険、医療、福祉のこと」が 47.9%（34 人）で最も多く、次いで「仕事のこと（仕事をしたときにどうするか）」が 45.1%（32 人）、「子育て・学校のこと」が 36.6%（26 人）となっています。

【質問と回答】



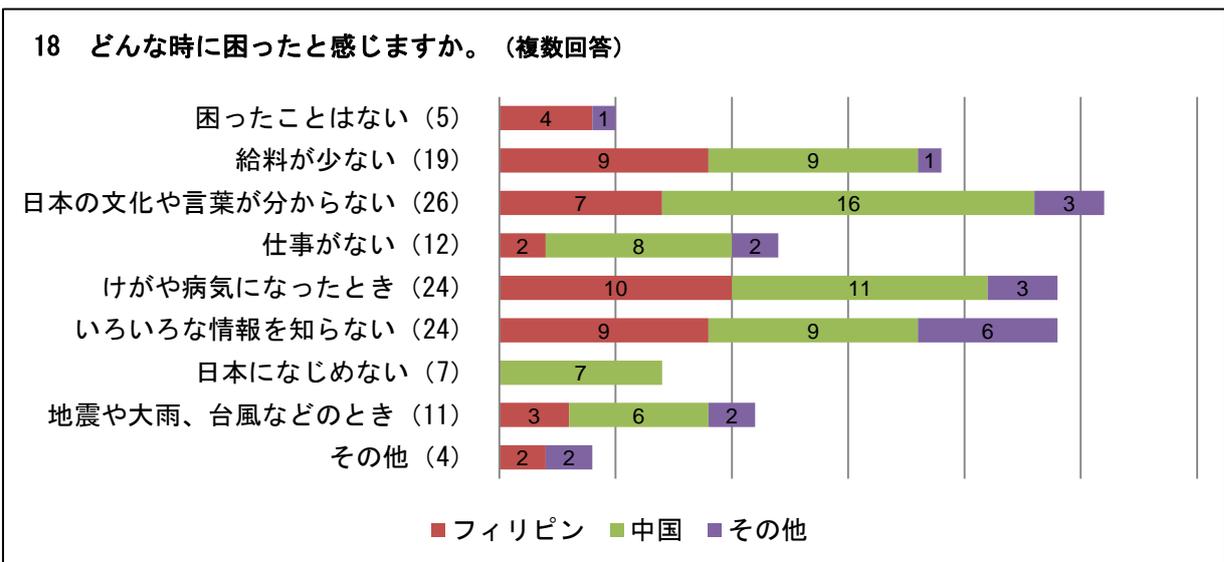
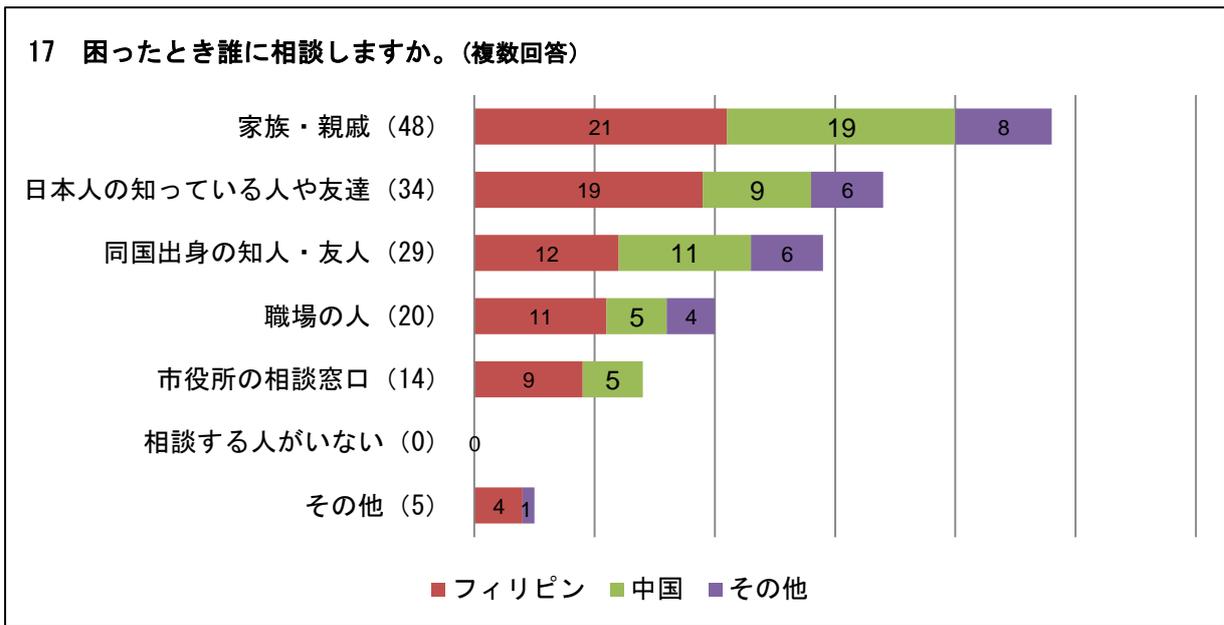
## ⑦ 約7割の人は「困ったときは、身近な人に相談する」

「困ったときに誰に相談するか」については、「家族・親戚」が67.6% (48人)、「日本人の知っている人や友達」が47.9% (34人)、「同国出身の知人・友人」が40.8% (29人)と、生活に必要な情報の入手先と同様の回答となっています。

また、「相談する人がいない」という人は、0人でした。

「どんなときに困ったと感じるか」との問いには、「日本の文化や言葉が分からないとき」が36.6% (26人)で最も多いですが、「いろいろな情報を知らない」が33.8% (24人)、「けがや病気になったとき」が33.8% (24人)と、この2つの回答も3割を超えています。

### 【質問と回答】



## ⑧ 約7割の人が「“外国籍”が理由で、嫌な思いをした」

「外国籍であるということによって嫌な思いをしたことがあるかどうか」については、嫌な思いをしたことが「ある」と回答した人が47人、「ない」と回答した人が24人で、「ある」と回答した人の方が2倍近く多い結果となりました。

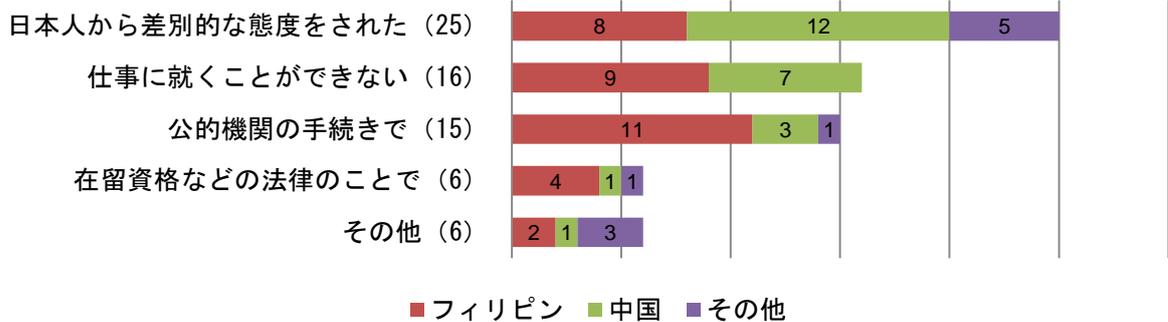
嫌な思いをした理由のトップは、「日本人から差別的な態度をされた」（25人）で、その他、「仕事に就くことができない」（16人）、「公的機関の手続きで」（15人）等の理由が挙げられました。

### 【質問と回答】

19 あなたは外国籍であるということによって嫌な思いをしたことがありますか。



### 【嫌な思いをした具体的な理由】

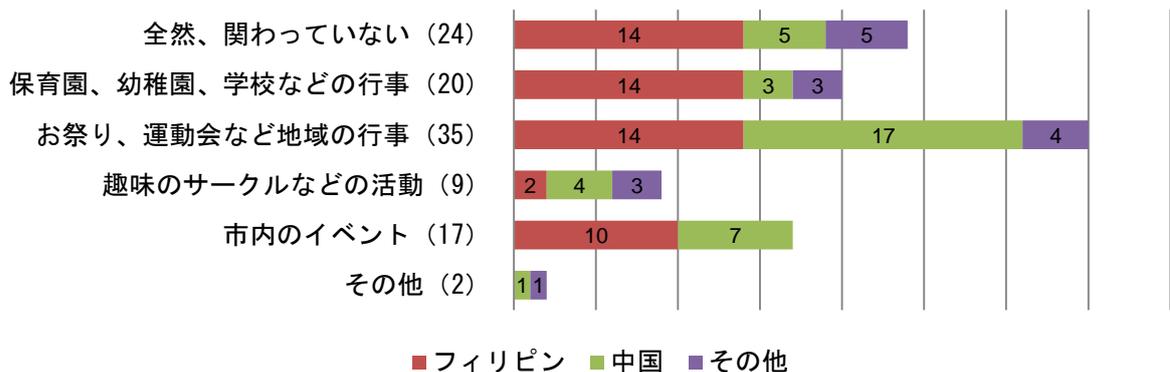


## ⑨ 約7割の人が「運動会などの地域行事に関わっている」

地域の活動に「全然、関わっていない」という人は33.8%（24人）で、それ以外の人は「お祭り、運動会など地域の行事」49.3%（35人）や「保育園、幼稚園、学校などの行事」28.2%（20人）等、地域の活動に関わっていることが分かりました。

### 【質問と回答】

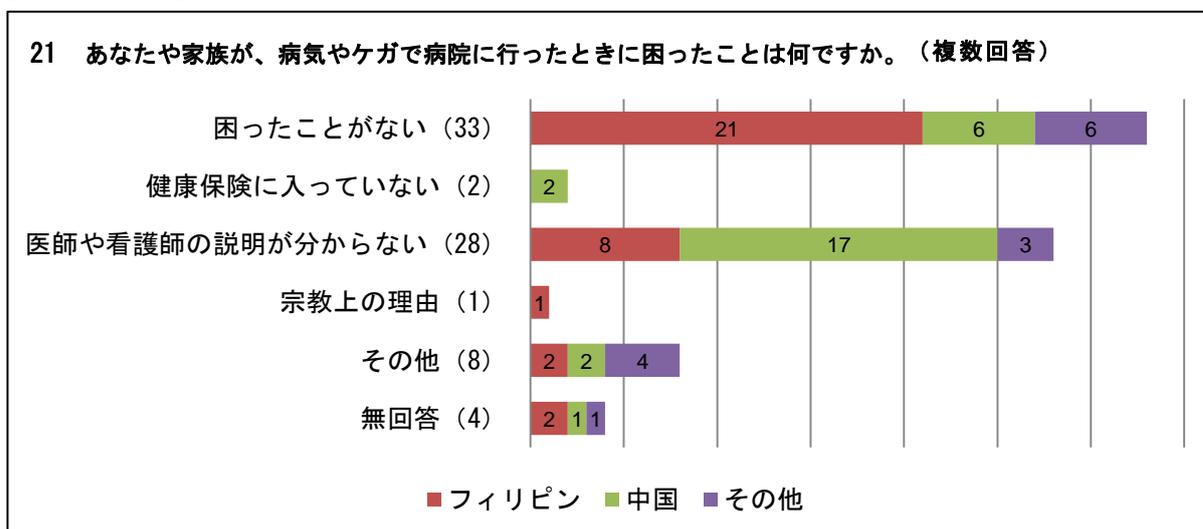
20 地域の活動に関わっていますか。（複数回答）



## ⑩ 病院で困るのは、「医師や看護師の説明が分からない」

病院に行ったとき、「困ったことがない」という人は 46.5% (33 人) でした。一方で、「困ったことがある」と回答した人のうち、その理由として最も多かったのは、「医師や看護師の説明が分からない」(28 人) でした。

### 【質問と回答】



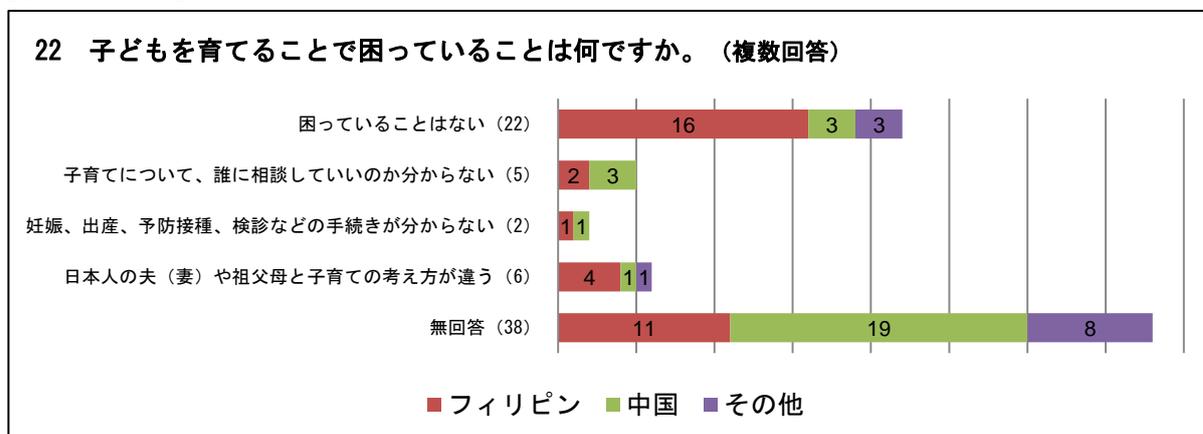
## ⑪ 「子育てに困っていない」という人には“身近な支援者”

「子どもを育てることで困っていることはない」と回答した人は 31.0% (22 人) でした。その理由について、京丹後市国際交流協会の協力を得て、直接にヒアリングを行った結果、「家族や友人が助けてくれるので、一人に対応することがない」という回答する人がほとんどでした。

また、「困っている具体的な理由」としては、「日本人の夫(妻)や祖父母と子育ての考え方が違う」(6 人)、「子育てについて、誰に相談していいのかわからない」(5 人)、「妊婦、出産、予防接種、検診などの手続きが分からない」(2 人)となっています。

なお、この質問は子どもがいる人を対象としていること等から、無回答が 38 人となっています。

### 【質問と回答】

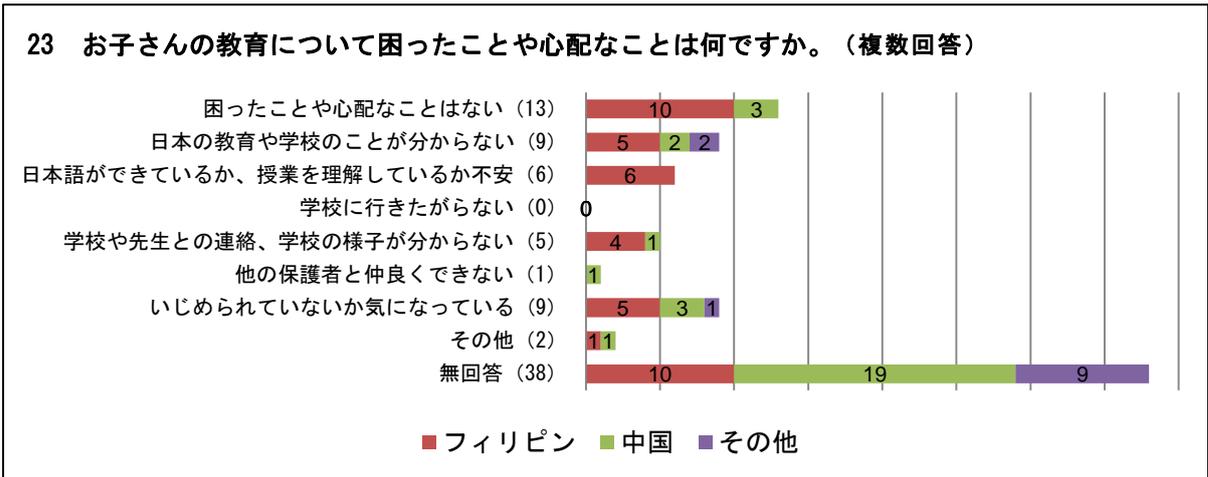


⑫ 「子どもの教育に困っていない」という人には“身近な支援者”

子どもの教育について「困ったことや心配なことはない」という人は18.3%（13人）でした。一方で、「子どもの教育について困ったことや心配なこと」については、「日本の教育や学校のことが分からない」（9人）、「いじめられていないか気になっている」（9人）、「日本語ができていないか、授業を理解しているか不安」（6人）等の理由が挙げられました。

なお、この質問も子どもがいる人を対象としていること等から、無回答が38人となっています。

【質問と回答】



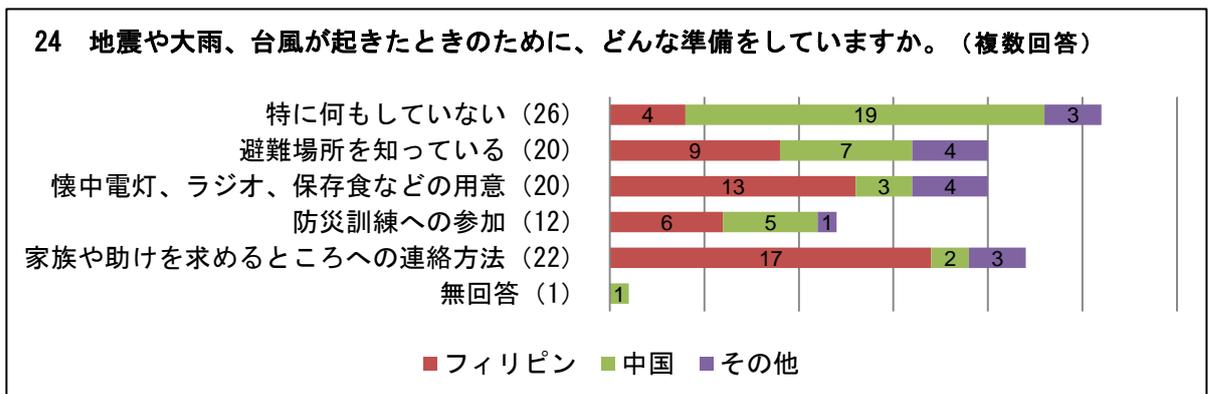
⑬ 約6割の人が「災害に備え、何らかの準備をしている」

地震や大雨、台風が起きたときのための準備について、「特に何もしていない」という人は36.6%（26人）で、何らかの準備をしている外国人が約6割いる結果となりました。

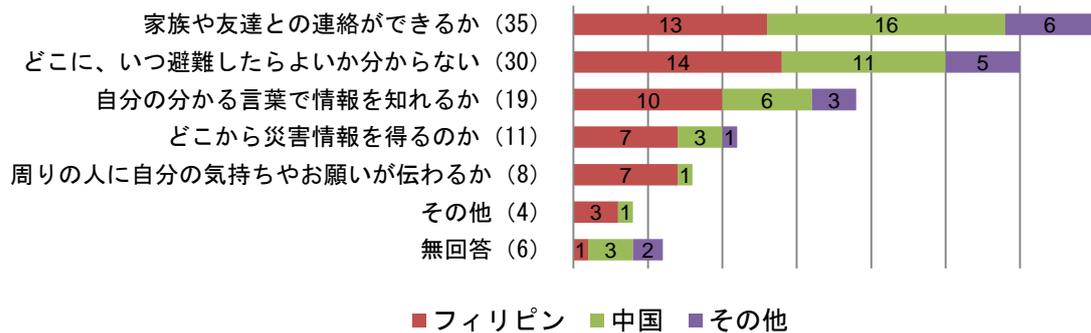
また、準備をしていると回答した人（44人）のうち、その準備の内容としては、「家族や助けを求めるところへの連絡方法」が50.0%（22人）、「避難場所を知っている」が45.4%（20人）、「懐中電灯、ラジオ、保存食などの用意」が45.4%（20人）等となっています。

また、「災害時に心配なこと」として、「家族や友達との連絡ができるか心配」が49.3%（35人）、「どこに、いつ避難したらよいか分からない」が42.3%（30人）と、この2点について回答した人の比率が高く、次いで、「自分の分かる言葉で情報を知れるか」が26.8%（19人）、「どこから災害情報を得るのか」が15.5%（11人）となりました。

【質問と回答】



25 地震や大雨、台風が起きたときには、どのような事が心配ですか。(複数回答)

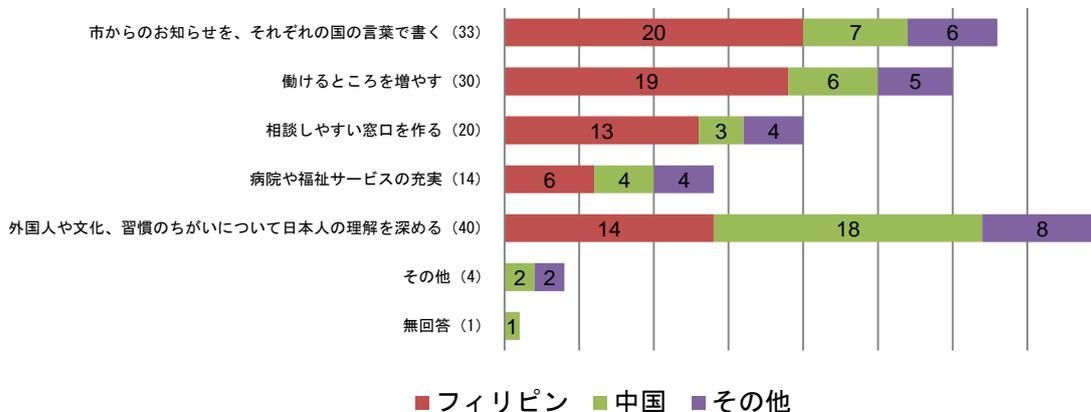


⑭ 約6割の人が「外国の文化や習慣のちがいを理解してほしい」

「国や市は、これからどのような取組みに力を入れるべきだと思いますか」という質問に対し、「外国人や文化、習慣のちがいについて日本人の理解を深める」と回答した人が56.3% (40人)と最も多く、その他、「市からのお知らせを、それぞれの国の言葉で書く」が46.5% (33人)、「働けるところを増やす」が42.3% (30人)といった回答も高くなっています。

【質問と回答】

26 国や市はどのような取組みに力を入れるべきだと思いますか。(複数回答)



## 2 日本人市民アンケート

### (1) 日本人市民アンケート調査の概要

- ◆ 調査対象：市民（3,200人）  
市内在住の16歳以上（平成26年9月1日時点）の市民
- ◆ 調査期間：平成26年9月29日～平成26年10月20日
- ◆ 調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法
- ◆ 回答者数：1,273人（39.8%）
- ◆ その他：複数回答設問の集計は、当該設問に回答すべき人数を集計母数として各選択肢の回答比率を求めているため、回答比率の合計が100.0%を超える場合がある。

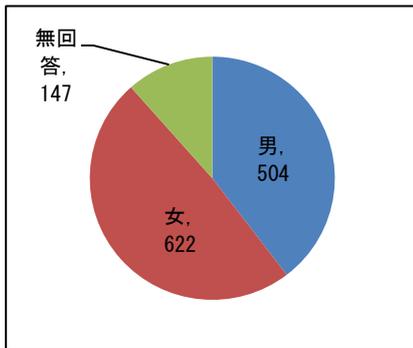
### (2) 日本人市民アンケート調査の結果

#### ① 基本情報（回答者の半数が海外経験者）

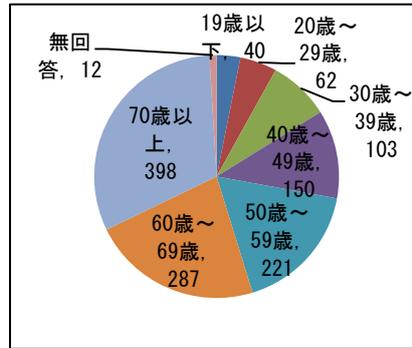
日本人市民アンケート調査の回答者は、女性が48.9%（622人）、男性が39.6%（504人）、無回答が11.5%（147人）でした。年代別では、60歳～69歳が22.5%（287人）、70歳以上が31.3%（398人）と、60歳以上の回答が約半数を占めています。

「日本語しか話せない」という人は95.5%（1,216人）ですが、海外に行ったり、滞在したりしたことがある人は、「海外旅行で行ったことがある」（538人）を含めると、半数近い人数（637人）となっています。

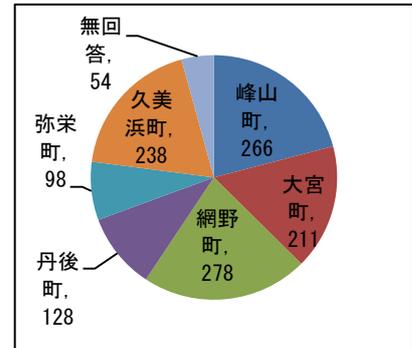
#### 1.1 回答者の性別



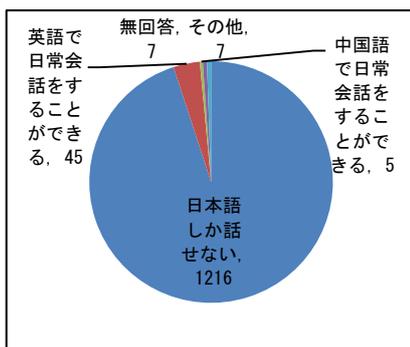
#### 1.2 回答者の年齢



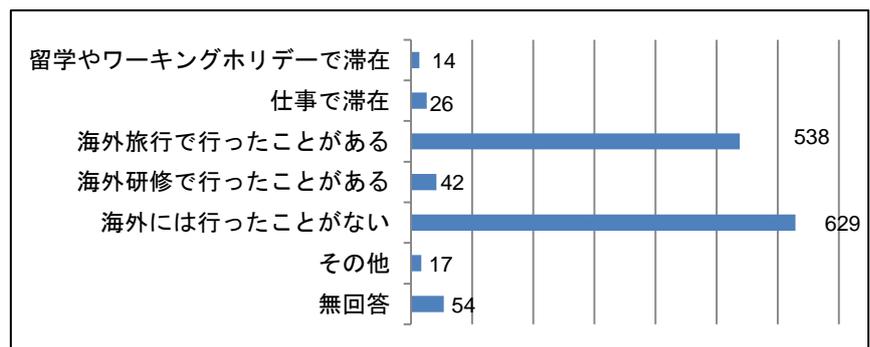
#### 1.3 回答者の住所



#### 2 あなたは、日本語以外の言語で日常会話することができますか。（複数回答）



#### 3 あなたは、海外に滞在したり、海外に行ったりしたことがありますか。（複数回答）



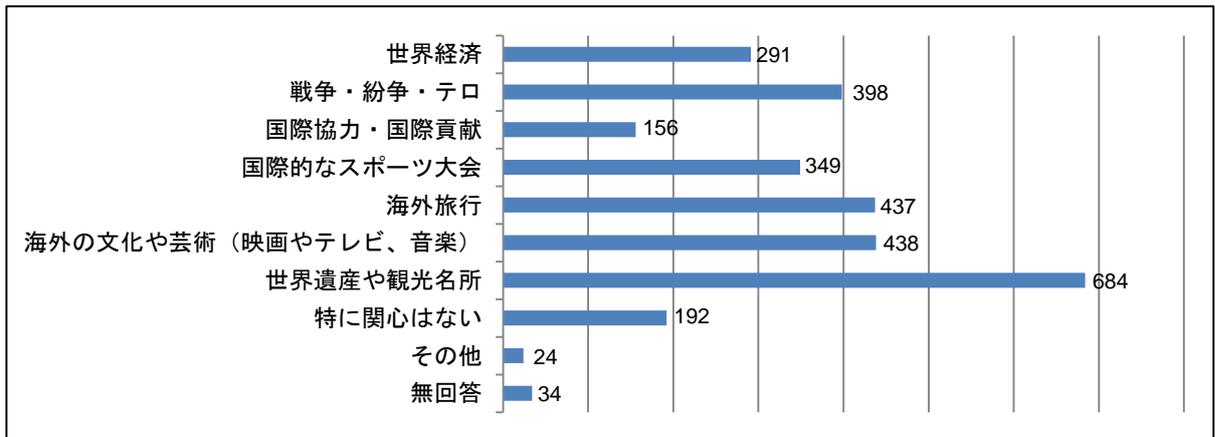
## ② 海外への興味や関心の分野は、人によって様々

海外の興味や関心のある分野については、「世界遺産や観光名所」が 53.7%（684 人）と最も多く、次いで「海外の文化や芸術（映画やテレビ、音楽）」が 34.4%（438 人）、「海外旅行」が 34.4%（437 人）等の回答の比率が高くなっています。

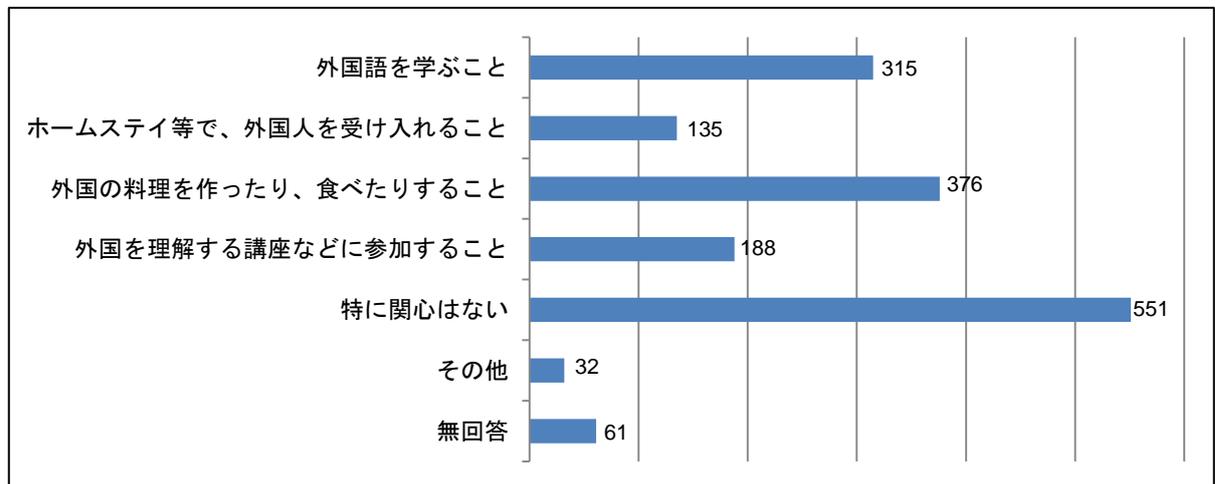
さらに、興味や関心のある国際交流や国際理解については、「特に関心はない」という人が 43.3%（551 人）と最も多かった一方で、「興味や関心がある」と回答した人は、「外国の料理を作ったり、食べたりすること」が 29.5%（376 人）、「外国語を学ぶこと」が 19.6%（315 人）、「外国語を理解する講座などに参加すること」が 14.7%（188 人）でした。

### 【質問と回答】

#### 4 あなたは海外の、どんな分野に興味や関心がありますか。（複数回答）



#### 5 あなたは、国際交流や国際理解について、どんなことに興味や関心がありますか。（複数回答）



### ③ 約8割の人が「外国人との付き合いの経験がない」

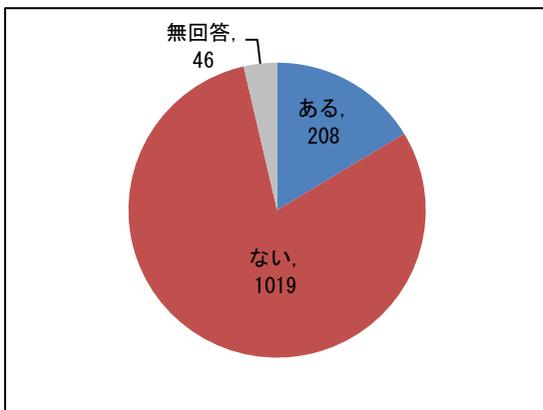
外国人との付き合いの有無については、外国人との付き合いが「ある」人は16.3%（208人）、「ない」人は80.0%（1019人）という結果となっています。

外国人との付き合いがある場面としては、「職場や仕事の関係で」が40.9%（85人）で最も多く、次いで「友達付き合いで」が22.1%（46人）となっていますが、その他、「近所付き合いで」が18.8%（39人）、「学校の関係で」が17.3%（36人）と、身近な場面が挙げられています。

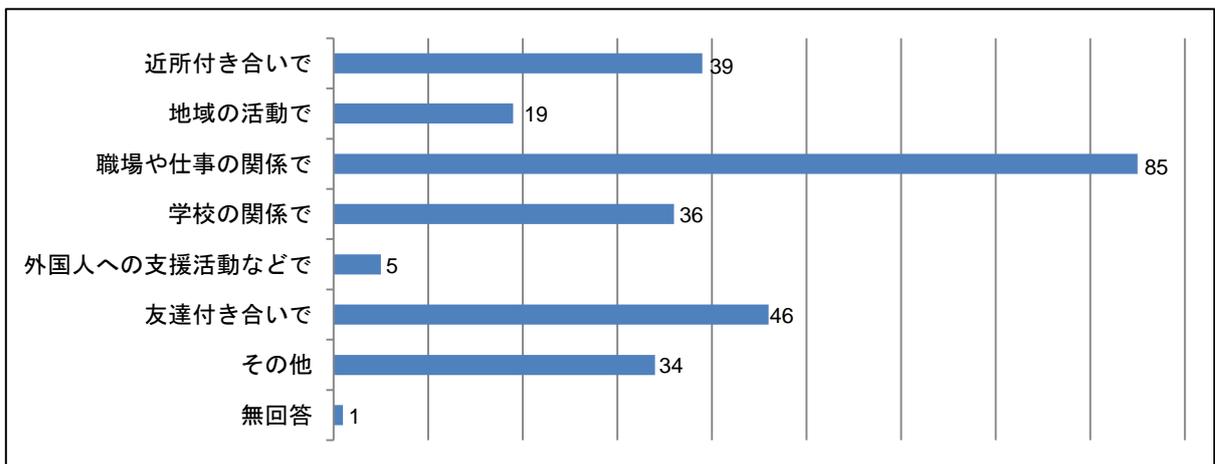
また、外国人と付き合う上で、日本語を使っている人は88.5%（184人）となっていますが、日本語以外の言語では、英語が28.4%（59人）と最も多く使われています。

#### 【質問と回答】

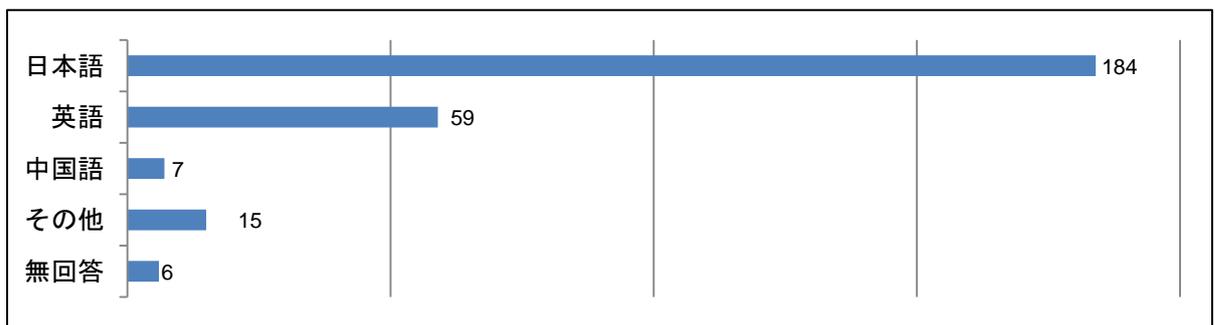
##### 6 外国人との付き合いがありますか。



##### 6.1 付き合いがあるのはどのような場面ですか。（複数回答）



##### 6.2 外国人との付き合いでは、どんな言葉を使っていますか。（複数回答）



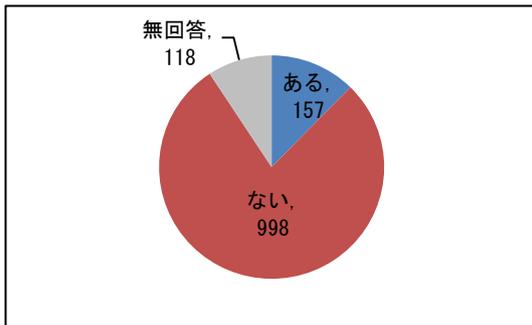
#### ④ 約8割の人が「外国人との関わりで困った経験なし」

地域や職場などでの外国人との関わりで、困った経験が「ある」と回答した人は12.3% (157人)、「ない」と回答した人は、78.4% (998人) となっています。

困った経験が「ある」と回答した人のうちの約3割の人が、“言葉の問題”を挙げており、その理由（※自由記載）として「相手の話していることが分からない」「細かいニュアンスが伝わらない」等のコメントがみられました。

##### 【質問と回答】

##### 7 あなたの地域や職場などでの外国人との関わりで、困った経験などがありますか。



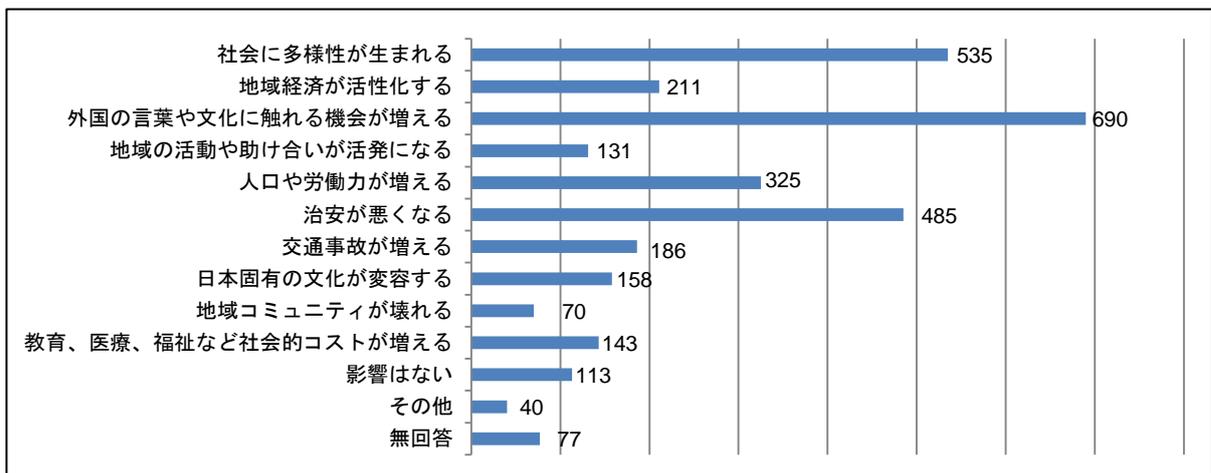
#### ⑤ 約6割の人が「外国人が増えること」に対して肯定的

外国人が増えることによる影響（※複数回答）として、「外国の言葉や文化に触れる機会が増える」と回答した人が54.2% (690人)と最も多く、次いで、「社会に多様性が生まれる」が42.0% (535人)、「治安が悪くなる」が38.1% (485人)、「人口や労働力が増える」が25.5% (325人) となりました。全体の回答数のうち、否定的に捉える回答が32.9%に対し、肯定的に捉えている回答は59.8%であり、肯定的に捉えている人の方が多いことが分かります。

また、外国人との関わりに関するすべての項目について、「受容できる」という人の方が、「受容できない」という人よりも多い結果となりました。ただし、「家族の誰かが外国人と結婚する」という項目のみ、他の項目と比べ、「受容できる」という人(43.8%)と「受容できない」という人(39.3%)との差が少ない(4.5%)結果となりました。

##### 【質問と回答】

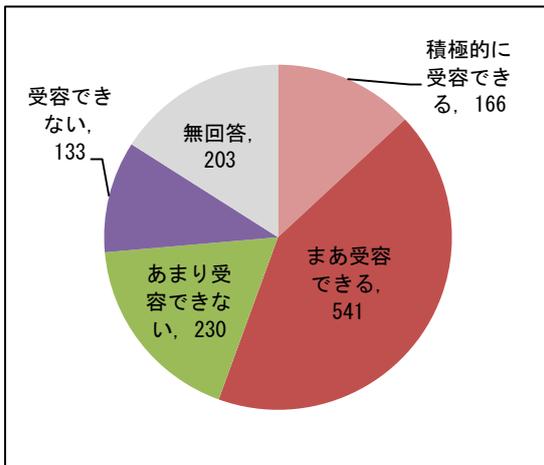
##### 8 あなたは、地域や職場などに外国人が増えることで、地域社会にどのような影響があると思いますか。(※複数回答)



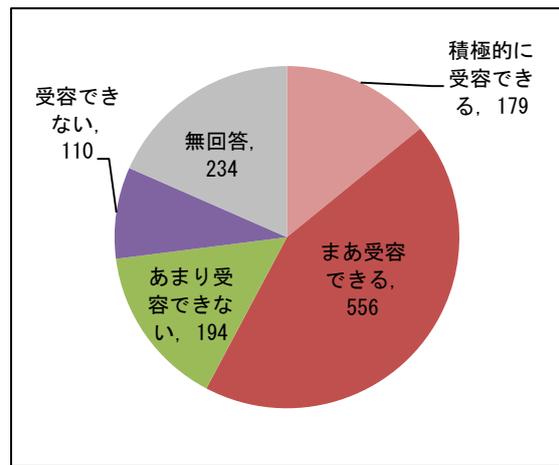
【質問と回答】

9 あなたは、次の外国人との関わりに対して、どう思いますか。

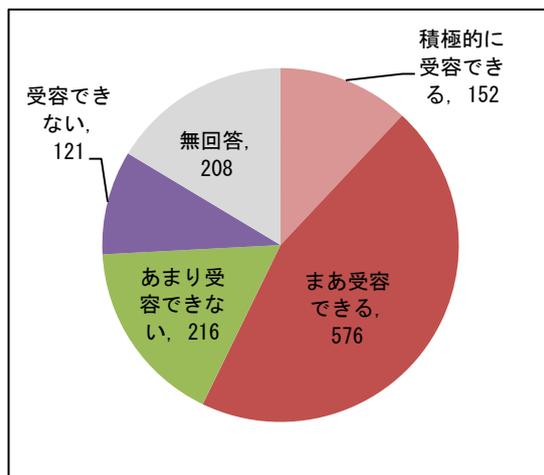
9.1 外国人と友達付き合いをする。



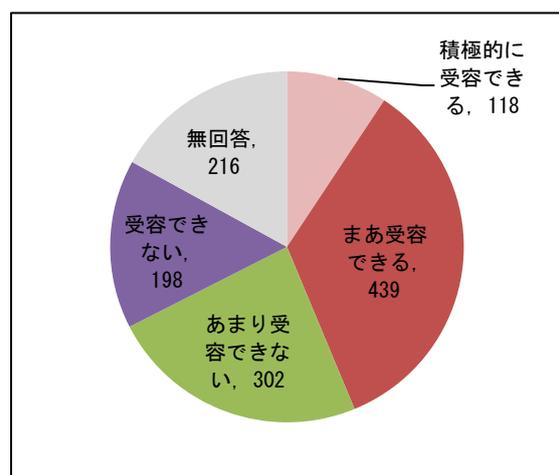
9.2 外国人と一緒に学ぶ、働く。



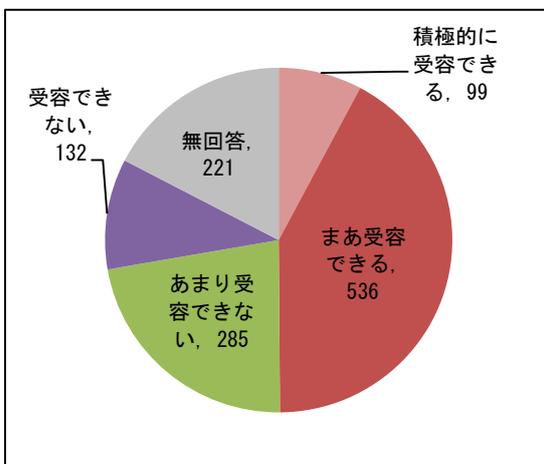
9.3 外国人が隣近所に住む。



9.4 家族の誰かが外国人と結婚する。



9.5 外国人から医療や介護を受ける。

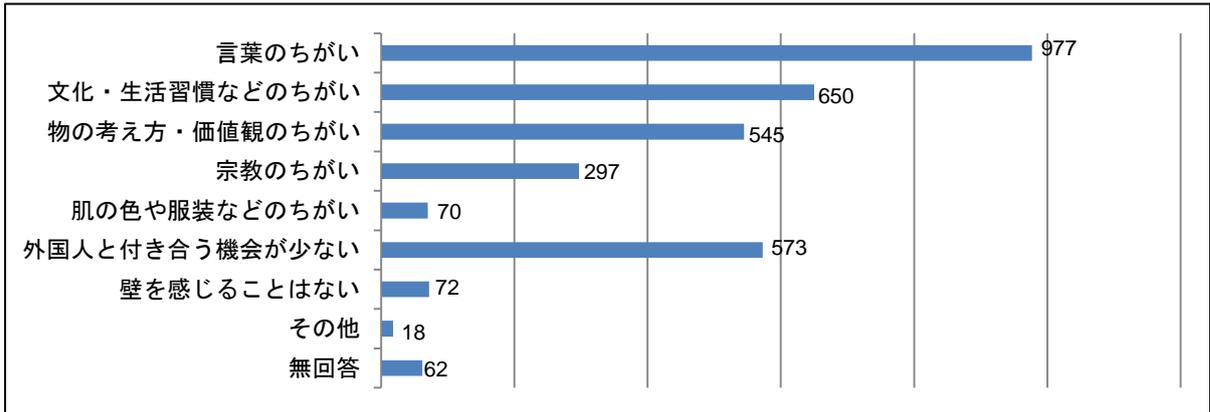


## ⑥ 外国人との関わりで、大きな壁は「言葉のちがい」

外国人と付き合うにあたり、「壁となっていると感じること」(※複数回答)としては、「言葉のちがい」(977人)が76.7%を占め、最も高く、次いで「文化・生活習慣などのちがい」が51.1%(650人)、「物の考え方・価値観のちがい」が42.8%(545人)となっています。また、「外国人と付き合う機会が少ない」(573人)という回答も45.0%と、高い比率となっています。

### 【質問と回答】

10 あなたが、外国人と付き合うにあたり、壁になっていると感じることがありますか。(複数回答)

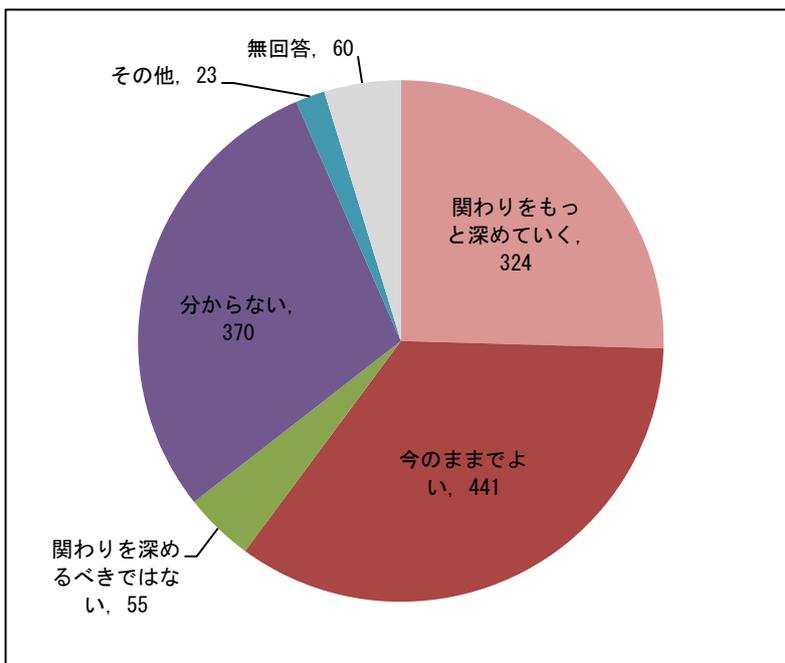


## ⑦ 外国人との関わりについて、35%の人が「今のままでよい」

外国人との関わりについては、「今のままでよい」が34.6%(441人)、「分からない」が29.1%(370人)、「もっと関わりを深めていく」が25.5%(324人)となっており、「関わりを深めるべきではない」と回答した人は、全体のうち4.3%(55人)でした。

### 【質問と回答】

11 国際化が進んでいる今日において、あなたが住んでいる地域では、今後、外国人との関わりをどのようにしたらよいと思いますか。

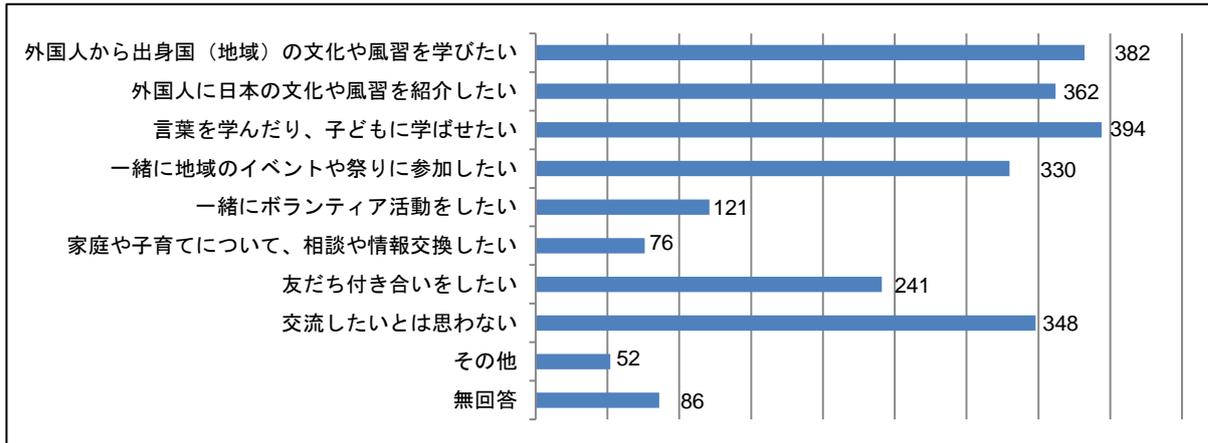


## ⑧ 約3割の人が「外国語や外国の文化・風習を学びたい」

外国人と交流したい内容については、「言葉を学んだり、子どもに学ばせたい」が31.0%（394人）、「外国人から出身国（地域）の文化や風習を学びたい」が30.0%（382人）と、この2つの回答の比率が高くなるとともに、「外国人に日本の文化や風習を紹介したい」が28.4%（362人）と、この回答も高い結果となりました。一方で、「交流したいとは思わない」と回答した人も、27.3%（348人）います。

### 【質問と回答】

#### 12 あなたは、今後、地域の外国人とどのような交流をしたいと思いますか。（複数回答）



## ⑨ 約7割が「外国の習慣やしきたりを尊重すべき」

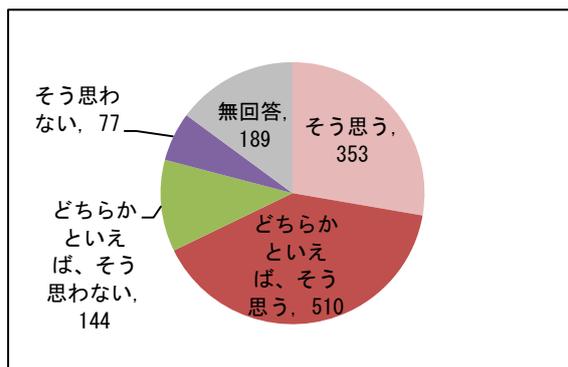
「外国の言語や文化を学び外国人の背景を理解する方がよい」という意見について、「どちらかといえばそう思う」人（510人）も含めると、「そう思う」人が67.8%（863人）でした。また、「日本社会は、外国人に日本の習慣やしきたりを押し付けない方がよい」という意見についても、「どちらかといえばそう思う」人（483人）も含めると、「そう思う」人が60.0%（764人）となりました。

どちらの意見についても、「そう思う」人が「そう思わない」人（※「どちらかといえばそう思わない」人を含む）よりも、多くなっていることから、「外国人の言語や文化といった背景を理解し、尊重した方がよい」と考えている人の方が多いことが分かります。

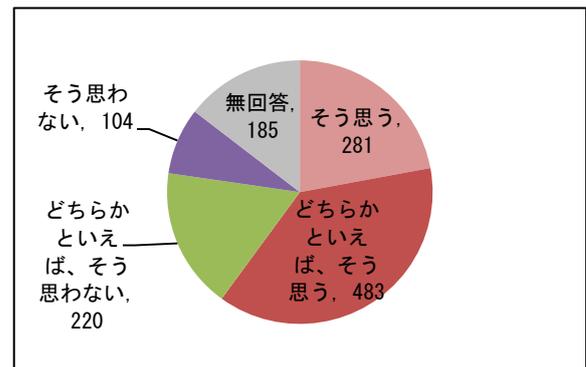
### 【質問と回答】

#### 13 あなたは、日本に住む外国人に関する次の意見について、どう思いますか。

##### 13.1 日本人は、外国の言語や文化を学び外国人の背景を理解する方がよい。



##### 13.2 日本社会は、外国人に日本の習慣やしきたりを押し付けない方がよい。



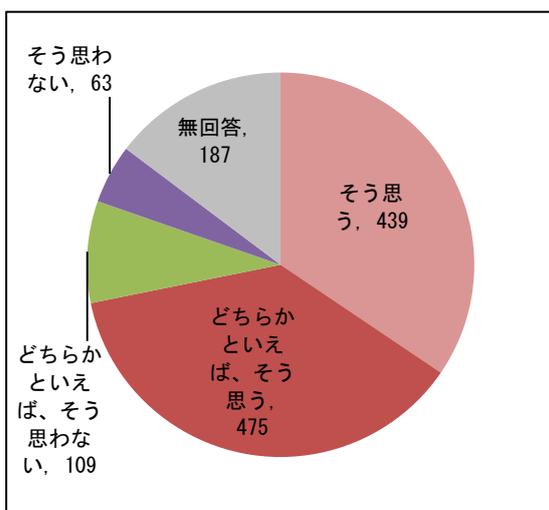
## ⑩ 約7割の人が「行政は日本語や日本の文化を学べる支援を」

「行政は、外国人が日本の言語や文化を学べるように支援する方がよい」という意見について、「どちらかといえばそう思う」人（475人）も含めると、「そう思う」人が71.8%（914人）でした。また、「外国人は日本の言語や文化を身につけるために努力した方がよい」という意見について、「どちらかといえばそう思う」人（541人）も含めると、「そう思う」人が67.4%（858人）でした。

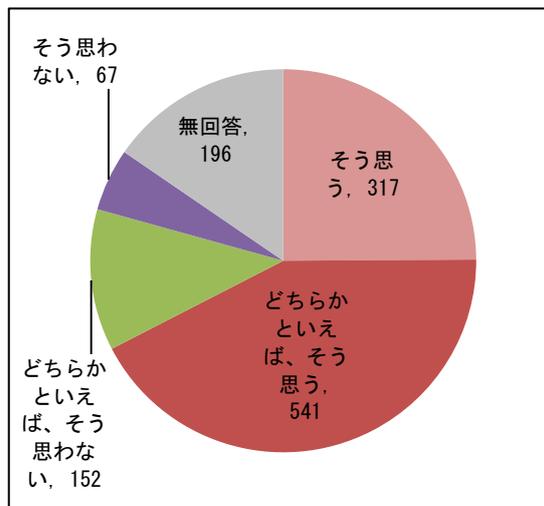
「外国人を支援すると同時に、外国人の方にも努力をしてほしい」と考える人が約7割いることが明らかになりました。

### 【質問と回答】

#### 13.3 行政は、外国人が日本の言語や文化を学べるように支援する方がよい。



#### 13.4 外国人が日本の言語や文化を身につけるために努力した方がよい。



## ⑪ 約6割の人が「外国人は日本で生活しづらい」と想像

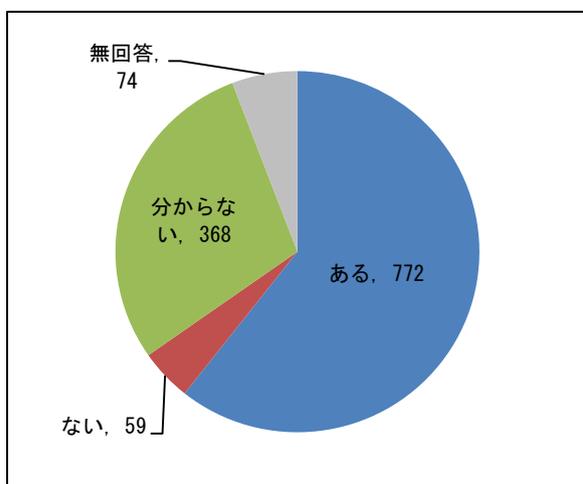
外国人が日本で生活する上で、生活のしづらさが「ある」と思う人は60.6%（772人）で、「ない」と思う人4.6%（59人）と比べ、はるかに多い結果となりました。併せて、「分からない」と回答した人も、28.9%（368人）いました。

外国人が抱えている問題としては、「言葉の問題により、自分の言いたいことが伝わらない」が54.3%（691人）と最も多く、次いで、「文化や習慣のちがいが理解されない」が41.8%（532人）、「行政機関などでの手続きが分からない」が30.4%（387人）となりました。

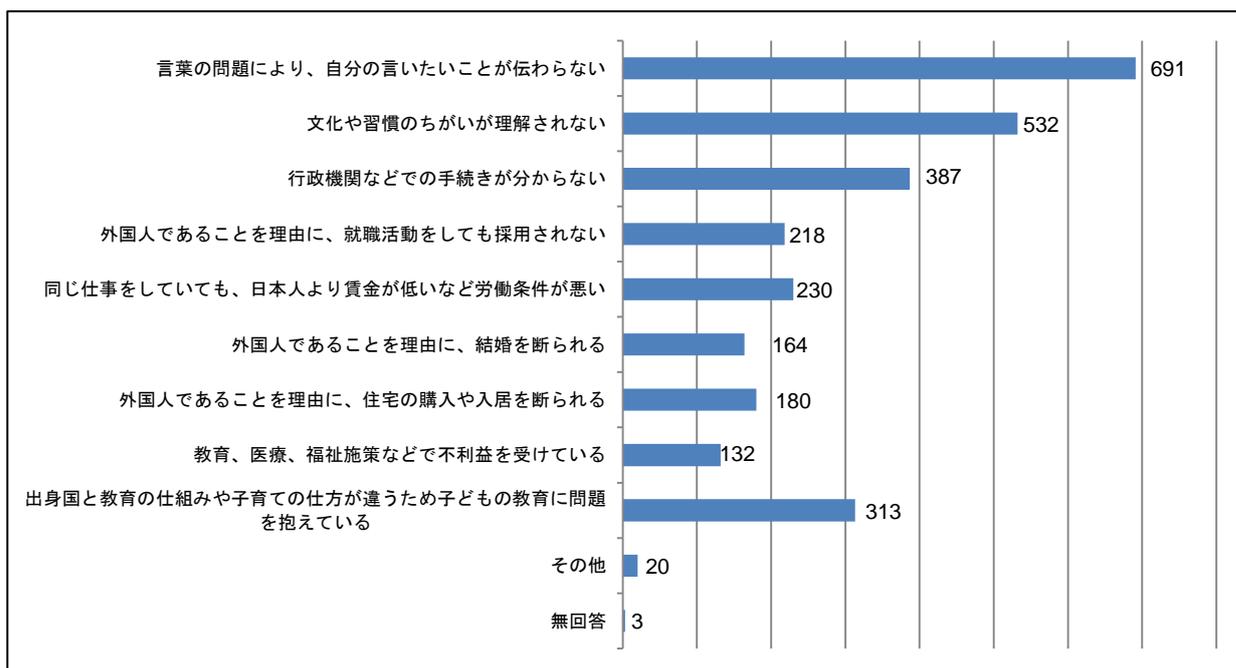
その他、「出身国と学校教育の仕組みや子育ての仕方が違うため子どもの教育に問題を抱えている」が24.6%（313人）、「同じ仕事をしていても、日本人より賃金が低いなど労働条件が悪い」が18.1%（230人）等の回答も挙げられています。

### 【質問と回答】

#### 14. あなたは、外国人が日本で生活する上で、生活のしづらさがあると思いますか。



#### 14.1 外国人は、どのような問題を抱えていると思いますか。（複数回答）

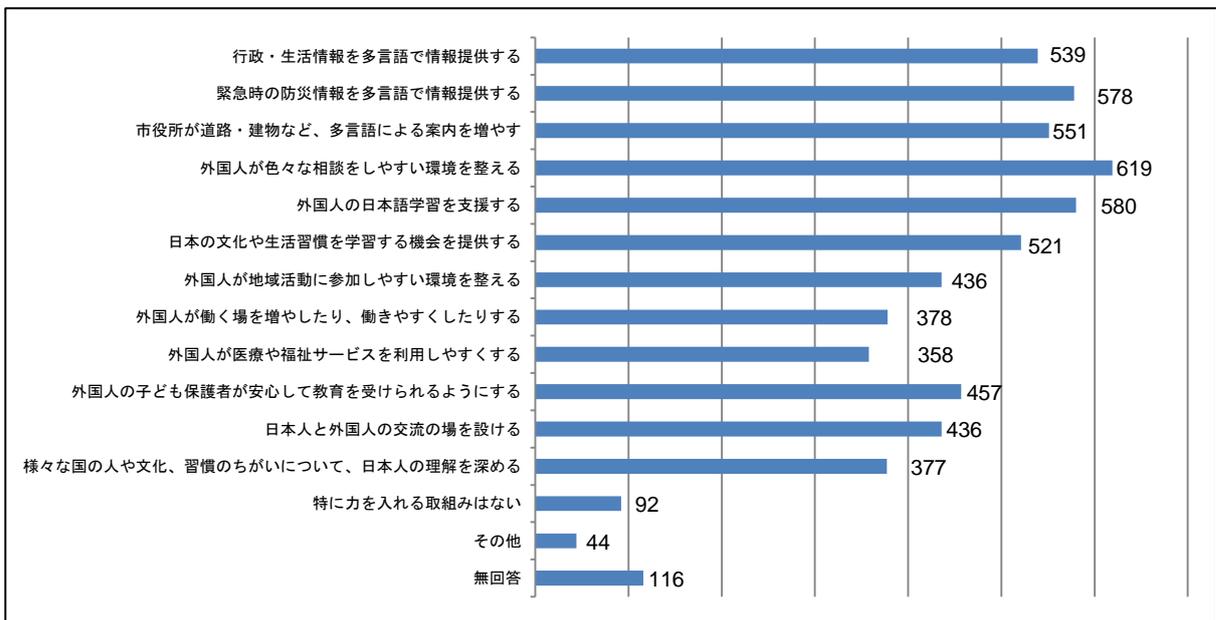


## ⑫ 「多文化共生に力を入れる取組み」に様々な声

「異なる文化や価値観を認め合い、支え合って、共に地域でくらす『多文化共生のまちづくり』に向け、京丹後市は今後どのような取組み（施策・事業）に力を入れたらよいと思うか」という質問に対しては、「外国人が色々な相談をしやすい環境を整える」が48.6%（619人）、「外国人の日本語学習を支援する」が45.6%（580人）、「緊急時の防災情報を多言語で情報提供する」が45.4%（578人）、「市役所が道路・建物など、多言語による案内を増やす」が43.3%（551人）等の回答の比率が高くなりました。また、回答項目として記載した12項目すべてに、358人～619人の回答が集まりました。一方で、「特に力を入れる取組みはない」と回答した人も、7.2%（92人）いました。

### 【質問と回答】

15. 異なる文化や価値観を認め合い、支え合って、共に地域でくらす「多文化共生のまちづくり」に向けて、京丹後市は、今後どのような取組み（施策・事業）に力を入れたらよいと思いますか。

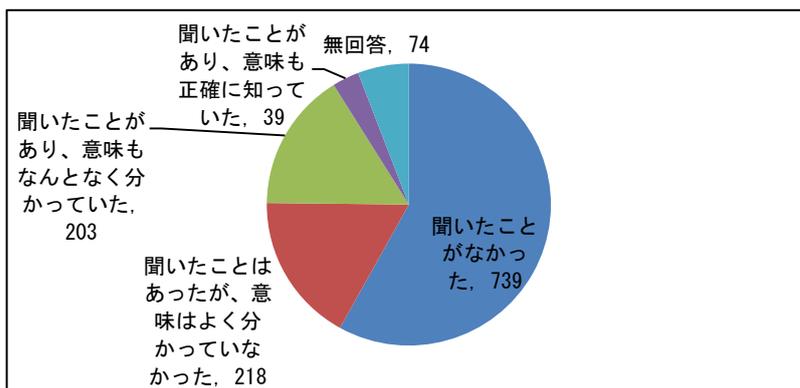


## ⑬ 75%の人が「多文化共生」の意味、分からない」

「多文化共生」について、「聞いたことがなかった」人が58.1%（739人）を占め、「聞いたことはあったが、意味はよく分かっていなかった」人（218人）と合わせると、75.2%の人が「多文化共生の意味を分かっていない」ということが明らかになりました。

### 【質問と回答】

16. 「多文化共生」について、聞いたことがありましたか。



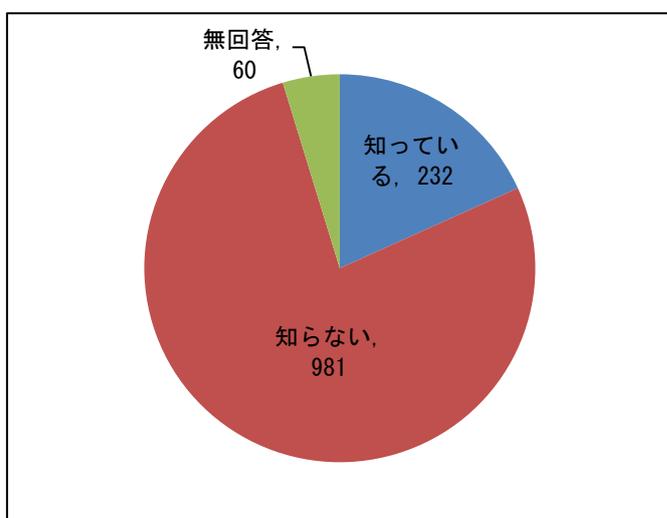
#### ⑭ 「京丹後市国際交流協会」の知名度は18%

「京丹後市国際交流協会」のことを「知っている」人は18.2%（232人）で、「知らない」人は77.1%（981人）という結果となりました。

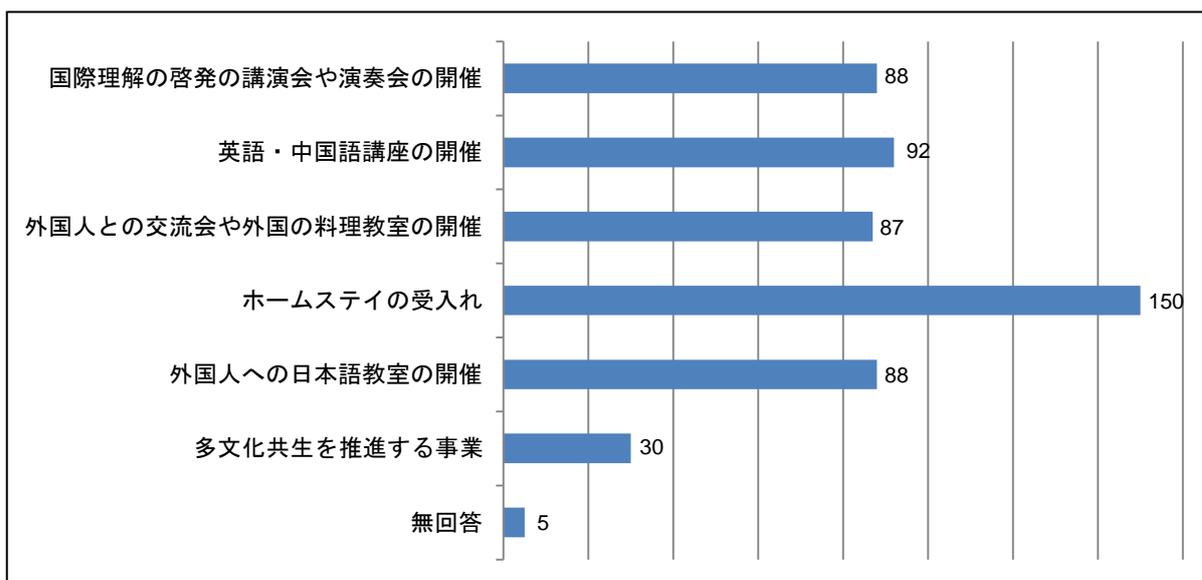
「京丹後市国際交流協会」の活動としては、「ホームステイの受入れ」を知っている人が64.7%（150人）と最も多く、「英語・中国語講座の開催」が39.7%（92人）、「外国人への日本語教室の開催」が37.9%（88人）、「国際理解の啓発の講演会や演奏会の開催」が37.9%（88人）、「外国人との交流会や外国の料理教室の開催」が37.5%（87人）と、多文化共生を推進する事業を除く項目について、それぞれ37.5%～64.7%の人が「知っている」と回答しました。

#### 【質問と回答】

##### 17 「京丹後市国際交流協会」を知っていますか。



##### 17.1 「京丹後市国際交流協会」のどんな活動をご存知ですか。（複数回答）



### Ⅲ 課題と今後の展望

## 1 市の現状と住民意識からみえる課題

### (1) 日本語の課題

#### ● 言葉の壁によるトラブル

コミュニケーションの手段、情報収集の手段として、“ことば”は非常に重要な役割を持っています。

日常的なレベルで日本語を話すことや聞くことが可能な外国人は比較的多くいますが、そうした方でも読むことや書くことは苦手な場合が多く、難解な言い回しによる日本語の文章は情報伝達のツールとしては利用しにくい部分もあります。

また、会話の中で、どういう言葉づかいがどの場面にふさわしいのかを知ることが、日本語の学習だけでなく、経験によって学ぶことも多く、外国人にとっては分からないこともあります。文化のちがいで生じるトラブルなどについては、お互いの言葉が通じないことにより、問題がそのまま放置されることもあります。

さらに、日本で就労するためには、日本語能力が必要とされる場合がほとんどであり、自分や家族の健康を守るためには、医療・福祉・介護分野での日本語での理解も大切になってきます。

日本で生活する上での情報をすべて多言語に翻訳・通訳することができれば良いですが、現時点ではほとんどの情報について日本語のみでの提供となっています。



### (2) 災害時の課題

#### ● 外国人は災害時情報弱者

災害は誰にとっても恐ろしいものですが、より弱い立場の人々に、多くの被害をもたらします。

阪神淡路大震災や東日本大震災の際には、日常生活で日本語に苦労しなかった人でさえ、「避難所」や「余震」、「罹災証明書」など災害時に飛び交う特殊な用語を理解することは難しく、正確な情報が得られないことが起こりました。

これは、言葉の問題だけでなく、そもそも「災害」に対する知識や経験がないことも言葉が理解しにくい原因となっています。

日本では、子どもの頃から、地震などの災害に備える訓練を色々な場面で行っていますが、地震が起きる心配が少ない国では、訓練などはありません。「地震」を体験したことがない多くの外国人に、正確な情報をいかに伝え、いかに適切な対応を取るかが課題です。



### (3) 教育の課題

#### ● 日本語の学習支援が必要

国際結婚の増加や、外国人の定住化により、外国の子どもや日本国籍を有しながら、外国にルーツを持つ子どもが増えています。

本市では、外国籍の児童・生徒が在籍する学校が、小学校3校、中学校2校あります（平成27年度1月末時点）。外国にルーツを持つ子どもの正確な数は把握できていませんが、今後も、外国につながる子どもは増加すると考えられます。日本国籍でも、海外での生活が長い場合や家庭内で日本語を使うことが少ない場合、学習言語での日本語が十分に理解できないこともあります。日本語能力が十分でない子どもに対しては、日本語の学習支援を行うことが必要です。



また、外国人保護者は、日本語が十分ではなく、翻訳されている資料も少ないため、あらゆる情報にアクセスしにくい状態に置かれてしまいがちです。日本語の会話ができて読み書きが苦手という保護者も多く、学校との連携が十分でない場合もあります。

すべての子どもと保護者が、安心して教育を受けることができる環境を整えることが非常に重要です。

※ 教育基本法では、日本国籍を持っている子どもだけが義務教育の対象となりますが、日本も批准している国際条約「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」では、“すべての子ども”が教育を受ける権利を保障しています。

## 2 多文化共生推進に向けた新たな視点

### (1) 地域や労働の新たな担い手へ



外国人は在留資格に対応した就労が可能であり、「永住者」「定住者」などの在留資格は、国内での就業に制限がありません。

京丹後市に在住の外国人の約70%が、「永住者」「定住者」等の在留資格を持っています。このことから、京丹後市においても、外国人が地域の労働力として働き、納税者になるケースがあることが伺えます。

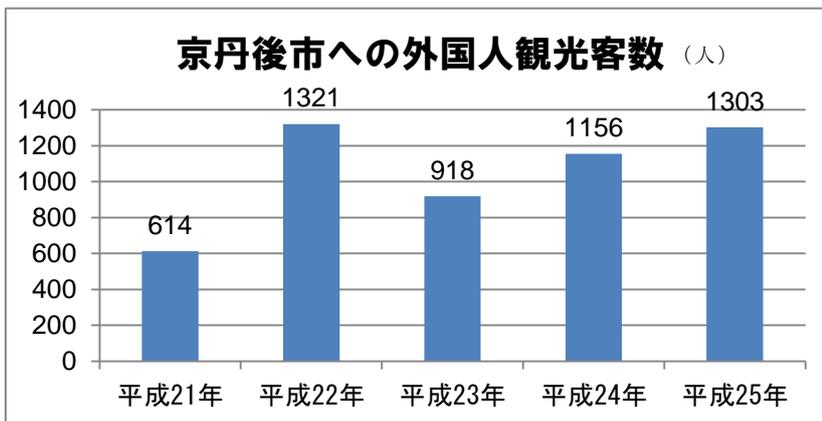
また、外国人の視点を加えることで、地域産業の活性化にも繋がるのが期待されます。

### (2) 更なる交流人口の増加へ

豊かな自然、歴史・文化、世界認定を受けた山陰海岸ジオパーク、食材、温泉など、京丹後市の豊富な地域資源を活かすことにより、観光やビジネス、スポーツ、大学連携など、様々な動機で何度も京丹後市を訪れる「交流人口」の増加を図ることが、地域の発展に必要なことは、京丹後市総合計画・京丹後市観光振興計画のとおりです。

(現状：平均4,800人/日)

日本政府観光局(JNTO)が平成25年3月に発表した「TIC利用外国人旅行客調査報告書」では、訪日目的の第1位は、「観光・レジャー」で79.1%、次いで、「親族・友人訪問」が6.6%、「商用」6.2%となっていることを見ると、「観光・レジャー」を目的に日本を訪れる外国人が大半であることが分かります。世界に開かれた魅力的なまちづくりを進めることで、日本人観光客だけではなく、外国人観光客の増加も見込まれます。これに加え、外国人市民に京丹後市の魅力を感じてもらい、それを発信してもらうことで、今後の外国人観光客や定住人口の増加が期待されます。



(調査：京丹後市観光振興課)

## 第 3 章 基本計画

---

# I プランの基本理念

京丹後市が多文化共生のまちづくりに向けて目指すべき理想の姿を「基本理念」として、次のように定めます。



**国籍、民族、文化などのちがいを認め合い、  
ともに豊かに暮らせるまちへ**

## Ⅱ プランの目標

- I 安心して生活ができるまち
- II 言葉の壁を乗り越えるまち
- III フレンドシップを育むまち
- IV 国際色豊かだにぎわうまち

## Ⅲ プランの期間

本プランの期間は、平成 27 年度を初年度とし、平成 29 年度までの 3 年間とします。

毎年、プランの進捗評価や目標達成度の確認を行い、社会情勢や市民意識の変化等を加味しながら必要に応じて見直しを行います。

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		← 実施期間 →					
本プラン	策定	実施・評価・改善			実施・評価・改善		
			見直し				見直し

## IV プランの体系

基本目標	基本方針	施策
I 安心して生活 ができるまち	1 子育て・教育体制の充実	1-① 安心して子育てができる環境整備 1-② 子どもが安心して教育が受けられる環境整備
	2 就労環境の整備、新たな 担い手の育成	2-① 就労支援の充実 2-② 外国人の能力を活かした地域産業の活性化
	3 健康で安心して暮らせる 環境づくり	3-① 安心して受診できる環境の整備 3-② 保健・医療・福祉制度や日本の生活習慣等への理解促進
	4 災害に対する備えと、安心 安全な生活環境の整備	4-① 災害時における情報伝達手段・支援体制の整備 4-② 防犯意識の啓発 4-③ 防犯・交通安全の啓発
II 言葉の壁を 乗り越えるまち	5 日本語教育の充実	5-① 日本語教育の充実 5-② 日本語ボランティアの養成と連携強化
	6 多言語での情報提供・相談 体制の充実	6-① 多言語での情報提供の充実 6-② 多言語での相談体制の充実
	7 外国語の学習機会の充実	7-① 外国語や多文化についての学習機会の充実
III フレンドシップ を育むまち	8 地域社会に対する意識啓発	8-① 多文化共生についての意識啓発 8-② 多文化共生に関わる人材育成
	9 外国人市民の自立と社会参画	9-① 外国人市民の社会参画の推進 9-② 外国人市民が社会参画できる環境の整備
IV 国際色豊かで にぎわうまち	10 京丹後市の魅力発信	10-① 観光情報の発信や京丹後市の魅力 PR 10-② 外国人来訪者の受入体制の整備
	11 交流人口の増加	11-① 交流機会の提供
	12 他地域・他団体の連携・協力	12-① 他地域・他団体との各種分野での連携協力 12-② 国際交流協会の機能充実

## 第4章 基本方針と施策・推進体制

---

# I 基本方針と施策

## 目標 I 安心して生活ができるまち

### 基本方針 1 子育て・教育体制の充実

#### ➤ 現状と施策の方向性

- (1) 外国人市民が、本市で、出産・育児・子育てをするケースが増えています。言葉も文化も違う日本で、外国人市民も安心して出産・育児・子育てができるような環境や体制の充実に努めることが、次世代を担う子どものためにも必要です。
- (2) 外国籍や外国にルーツを持つ子どもやその保護者が、教育に対する関心や将来の進学・就労に対する意欲を高め、成長段階や困難な状況等に対応できるように、教育制度や進路進学に関する情報提供、相談体制を整えることが必要です。

■■■■ 検討      **————→** 実施

凡例：◎＝推進主体    ○＝支援・協力    △＝参加など

施策	具体的な施策	実施年度				推進主体			
		26	27	28	29	行政	関係団体 国際交流協会	地域	企業 事業者等
1-① 安心して子育て ができる環境整 備	母子保健に関する多言語（やさしい日本語、英語）での情報提供		■■■■	————→		◎	○		
	保育所・幼稚園に関する多言語（やさしい日本語、英語）での情報提供		■■■■	————→		◎	○		
	外国人、外国にルーツを持つ就学前児童への生活指導	————→				◎	○		
1-② 安心して教育が 受けられる環境 整備	公立小中学校に関する多言語（やさしい日本語、英語）での情報提供		■■■■	————→		◎	○		
	外国人、外国にルーツを持つ児童・生徒への学習支援、日本語指導及び生活指導	————→				◎	○		

## 基本方針 2 就労環境の整備、新たな担い手の育成

### ➤ 現状と施策の方向性

- (1) 就労を求める外国人市民や、自分の能力をより活用できる職業に転職を希望する外国人市民も多くいます。就業するための日本語能力の向上とともに、ハローワーク等との連携による雇用に関する情報提供や就業機会の確保が必要です。
- (2) 多様性を様々な地域産業に結び付けることで、地域産業の活性化に繋がる可能性があることから、外国人市民の能力を活かすことができる取組みが必要です。

■■■■ 検討      ───────────▶ 実施

凡例：◎＝推進主体    ○＝支援・協力    △＝参加など

施策	具体的な施策	実施年度				推進主体			
		26	27	28	29	行政	関係団体 国際交流協会	地域	企業 事業者等
2-① 就労支援の充実	外国人の労働関係に関する相談窓口の充実	■■■■	──────────▶			◎	○		
	外国人就労希望者へのスキルアップ講座等の開催		■■■■	──────────▶		◎	○		△
	外国人労働者への日本語教育	──────────▶					○		◎
2-② 外国人の能力を活かした地域産業の活性化	就業意欲のある外国人への情報提供	■■■■	──────────▶			◎	○		△
	外国人労働者の受入れ企業、雇用企業への各種制度等の情報提供及び連携		■■■■	──────────▶		◎	○		△
	外国人の労働環境の整備・向上	■■■■	──────────▶			○	○		◎
	市内企業等への意識啓発	■■■■	──────────▶			◎	○		△

#### 【参考：やさしい日本語とは？】

「やさしい日本語」とは、外国人に分かりやすいように配慮した日本語のことです。文字表現でいうと、小学校2、3年生レベルの漢字とひらがなとカタカナで表します。

例) 今朝 → 今日の朝    土足厳禁 → 靴を脱いでください。

## 基本方針 3 健康で安心して暮らせる環境づくり

### ➤ 現状と施策の方向性

- (1) 市内の病院を受診するのは、外国人市民だけでなく、一時的に本市に滞在する外国人が受診することも考えられます。不安なく受診できるような医療機関での対応や情報提供が必要です。
- (2) 外国人市民にとって、日本と母国での保健・医療・福祉の制度が異なるために、日本の制度等が理解しにくい場合もあります。適切な保健・医療・福祉サービス等が受けられよう各種制度等の周知に努めます。また、外国人が日本での生活や社会の仕組みについて理解を深めるための取組みが必要です。

■■■■ 検討      ───────────▶ 実施

凡例：◎＝推進主体    ○＝支援・協力    △＝参加など

施策	具体的な施策	実施年度				推進主体			
		26	27	28	29	行政	関係団体 国際交流協会	地域	企業 事業者等
3-①	市立病院での問診票の多言語化(やさしい日本語、英語)		■■■■	──────────▶		◎	○		
3-② 保健・医療・福祉制度や日本の生活習慣等への理解促進	健康診断や健康相談に関する多言語(やさしい日本語、英語)での情報提供		■■■■	──────────▶		◎	○		
	国民健康保険、国民年金制度に関する多言語(やさしい日本語、英語)での情報提供		■■■■	──────────▶		◎	○		
	福祉制度に関する多言語(やさしい日本語、英語)での情報提供		■■■■	──────────▶		◎	○		
	外国人市民にとって分かりやすい生活ガイドブックの作成(やさしい日本語、英語、中国語)		■■■■	──────────▶		◎	○		
	日本の生活習慣等への理解を深めるための暮らしに係る説明会の開催		■■■■	──────────▶		◎	○		○

## 基本方針 4 災害に対する備えと安心安全な生活環境の整備

### ➤ 現状と施策の方向性

- (1) 災害時や緊急時における情報が的確・迅速に外国人市民に伝わるよう、防災・防犯・交通安全に関する情報提供の仕組みを構築します。
- (2) 災害時や緊急時の対応に不安を感じている外国人市民が多くいます。日本語が母語ではない外国人市民も、災害時や緊急時に安心して対応でき、また、外国人市民も日本人市民と一緒に支援者として活躍することができるような体制の整備が求められています。
- (3) 外国人市民に対する、防犯・交通安全等に関する知識の普及・啓発に努め、意識の向上を図ります。

■■■■ 検討      実施

凡例：◎=推進主体    ○=支援・協力    △=参加など

施策	具体的な施策	実施年度				推進主体			
		26	27	28	29	行政	関係団体 国際交流協会	地域	企業 事業者等
4-① 災害時における 情報伝達手段・ 支援体制の整備	多言語（やさしい日本語、英語）による災害情報発信体制の整備		■■■■	————→		◎	○	△	△
	災害時の外国人への支援対応の充実（支援対応のマニュアル化）		■■■■	————→		◎	○	△	△
	災害時外国人支援ボランティアの育成		■■■■	————→		○	◎		
	他地域・他団体との災害時外国人支援の連携・協力	■■■■	————→			◎	○		
4-② 防災意識の啓発	外国人を対象とした防災教育の実施と防災訓練の実施		————→			○	◎	△	△
	防災パンフレットの多言語化（やさしい日本語、英語）		■■■■	————→		◎	○		
4-③ 防犯・交通安全 の啓発	外国人への防犯・交通安全に関する意識啓発		————→			◎	○		
	防犯・交通安全パンフレットの多言語化（英語）	■■■■	————→			◎	○		

## 目標II 言葉の壁を乗り越えるまち

### 基本方針 5 日本語教育の充実

#### ➤ 現状と施策の方向性

- (1) 外国人市民が自立した生活を営む上で必要な日本語コミュニケーション能力を育むために、日本語を学ぶ環境の整備が必要です。日本語の学習を必要とする人への学習機会を提供すると同時に、外国人（外国籍の児童、生徒などを含む）のレベルやニーズに応じた日本語教育を充実させることが求められています。
- (2) 日本語教室を開催する上で、非常に重要な役割を担っている日本語ボランティアの養成に努めます。
- (3) 日本語ボランティアと日本語を母語としない市民との交流等を通じて、日本語学習及び日本社会・文化学習を間接的に支援するとともに、外国人市民と地域との繋がりをつくります。

■■■■ 検討      → 実施

凡例：◎＝推進主体    ○＝支援・協力    △＝参加など

施策	具体的な施策	実施年度				推進主体			
		26	27	28	29	行政	関係団体 国際交流協会	地域	企業 事業者等
5-① 日本語教育の充実	日本語教室の開催	→				○	◎		
	外国にルーツを持つ子どもへの日本語指導の充実	→				◎	○		
	企業等と連携した日本語学習機会の提供	■■■■→				◎	○		△
5-② 日本語ボランティアの養成と連携強化	日本語ボランティアの養成	→				○	◎		
	他地域の日本語教室との連携	→				○	◎		
	関係団体との連携強化	→				○	◎		

## 基本方針 6 多言語での情報提供・相談体制の充実

### ➤ 現状と施策の方向性

- (1) 日本語を母語としない市民にも、行政サービスや生活ルール、制度等について理解してもらい、また、行政等に関する情報が伝わるように、多言語による情報提供の充実とやさしい日本語の普及・活用を進めます。
- (2) 日本語能力が十分でなくても安心して生活できるよう、多様な相談内容に対応できる相談支援体制の充実が必要です。

■■■■ 検討      → 実施

凡例：◎＝推進主体    ○＝支援・協力    △＝参加など

施策	具体的な施策	実施年度				推進主体			
		26	27	28	29	行政	関係団体 国際交流協会	地域	企業 事業者等
6-① 多言語での情報 提供の充実	市公式ホームページの多言語化（英語、中国語、韓国語）	→				◎	○		
	広報紙の多言語化（英語）		■■■■→			◎	○		
	ケーブルテレビでの外国語（英語）番組の制作、放送	■■■■→				◎	○		
	ラジオでの外国語（英語等）番組の制作、放送		■■■■→			△	◎	△	△
	サイン（市役所や市内に設置された公共の案内看板等）の多言語化（英語、中国語、韓国語）		■■■■→			◎	○		
	市内レストランのメニューや看板等の多言語化（英語）	■■■■→				○	○		◎
6-② 多言語での相談 体制の充実	やさしい日本語の使用による、外国人にも分かりやすい窓口対応	→				◎	○		
	通訳・翻訳者の養成	→				○	◎		

## 基本方針 7 外国語の学習機会の充実

### ➤ 現状と施策の方向性

- (1) 社会や経済等の国際化が進展するなか、外国人とのコミュニケーションを図ることができる人材の育成が必要です。
- (2) 市民が多言語や多文化を学ぶ機会の提供に努めます。

■■■■ 検討      ──────────▶ 実施

凡例：◎=推進主体    ○=支援・協力    △=参加など

施策	具体的な施策	実施年度				推進主体			
		26	27	28	29	行政	関係団体 国際交流協会	地域	企業 事業者等
7-① 外国語や多文化 についての学習 機会の充実	語学講座（英語、中国語）や 国際理解を深めるための機 会の提供	────────────────▶				○	◎		
	市内事業所等への語学講座 （英語）の提供・開催		■■■■▶			◎	○		△
	ケーブルテレビでの語学講 座番組（英語）の制作、放送	■■■■▶				◎	○		



## 目標Ⅲ フレンドシップを育むまち

### 基本方針 8 地域社会に対する意識啓発

#### ➤ 現状と施策の方向性

- (1) 多様な価値観を育みながら、互いに認め合える社会をつくるために、多文化共生・国際理解に対する理解を深めるため、多様な文化に触れる機会の充実に努めます。
- (2) 国籍に関わらず、まちづくりの担い手となる人材の発掘・育成を進め、持続的に多文化共生のまちづくりができるように努めます。

■■■■ 検討      ───────────▶ 実施

凡例：◎＝推進主体    ○＝支援・協力    △＝参加など

施策	具体的な施策	実施年度				推進主体			
		26	27	28	29	行政	関係団体 国際交流協会	地域	企業 事業者等
8-① 多文化共生につ いての意識啓発	人権尊重、多文化共生等につ いての意識啓発、理解促進	──────────────────▶				◎	○	△	△
	自治会・市民団体等に対する 多文化共生についての意識 啓発、理解促進	■■■■──────────────────▶				◎	○	△	△
	小中学校における多文化共 生授業の実施	──────────────────▶				◎	○		
	教職員に対する多文化共生 への意識啓発、理解促進	──────────────────▶				◎	○		
8-② 多文化共生に関 わる人材育成	多文化共生地域づくり推進 役の育成に向け講座や研修 会等の開催	■■■■──────────────────▶				◎	○		
	多文化共生コーディネータ ーの育成	──────────────────▶				○	◎		

## 基本方針 9 外国人市民の自立と社会参画

### ➤ 現状と施策の方向性

- (1) 外国人市民も、地域社会の持続や活性化のために必要な存在です。多様なちがいを越え、誰もが地域社会で能力を発揮できるような環境整備に努めます。

■■■■ 検討      ───▶ 実施

凡例：◎＝推進主体    ○＝支援・協力    △＝参加など

施策	具体的な施策	実施年度				推進主体			
		26	27	28	29	行政	関係団体 国際交流協会	地域	企業 事業者等
9-① 外国人市民の社会参画の推進	地域活動やイベント(運動会や祭り等)に関する外国人市民への情報提供の充実		■■■■▶			◎	○	△	△
	地域活動やイベント(運動会や祭り等)への外国人市民の参加促進		■■■■▶			◎	○	△	△
	地域で活躍する外国人市民の紹介	■■■■▶				◎	○		
9-② 外国人市民が社会参画できる環境の整備	多文化共生や国際交流を行っている市民団体等への活動支援	■■■■▶				◎			
	文化・スポーツ団体等に外国人市民が参加しやすい環境の整備		■■■■▶			◎	△	△	△
	外国人市民からの意見や要望の聴取と反映		■■■■▶			◎	○		





## 基本方針 11 交流人口の増加

### ➤ 現状と施策の方向性

- (1) 国内外の外国人に、本市に滞在してもらえる機会を増やします。また、市民との交流の機会を設け、交流人口の増加に繋がる取組みを行います。

■■■■ 検討      ─────────▶ 実施

凡例：◎＝推進主体    ○＝支援・協力    △＝参加など

施策	具体的な施策	実施年度				推進主体			
		26	27	28	29	行政	関係団体 国際交流協会	地域	企業 事業者等
11-① 交流機会の提供	市民同士の交流の機会の提供					◎	○		
	ホームステイの受入れや在住外国人の受入事業					◎	○	△	△



## 基本方針 12 他地域・他団体との連携・協力

### ➤ 現状と施策の方向性

- (1) 国・府や他地域の国際交流協会等と広域なネットワークを構築し、各分野において、多文化共生に係る情報を収集、活用することができるよう努めます。

■■■■ 検討      ─────────▶ 実施

凡例：◎＝推進主体    ○＝支援・協力    △＝参加など

施策	具体的な施策	実施年度				推進主体			
		26	27	28	29	行政	関係団体 国際交流協会	地域	企業 事業者等
12-① 他地域・他団体 との各分野で の連携協力	国、府及び他市町との連携、 情報交換	────────────────▶				◎	○		
	京都府国際センターや地域 の国際交流協会との協力・ 連携	────────────────▶				◎	○		
12-② 国際交流協会 の機能充実	国際交流協会の機能充実	■■■■────────────────▶				◎	△		

## Ⅱ プランの<sup>しんちよく</sup>進捗管理と推進体制

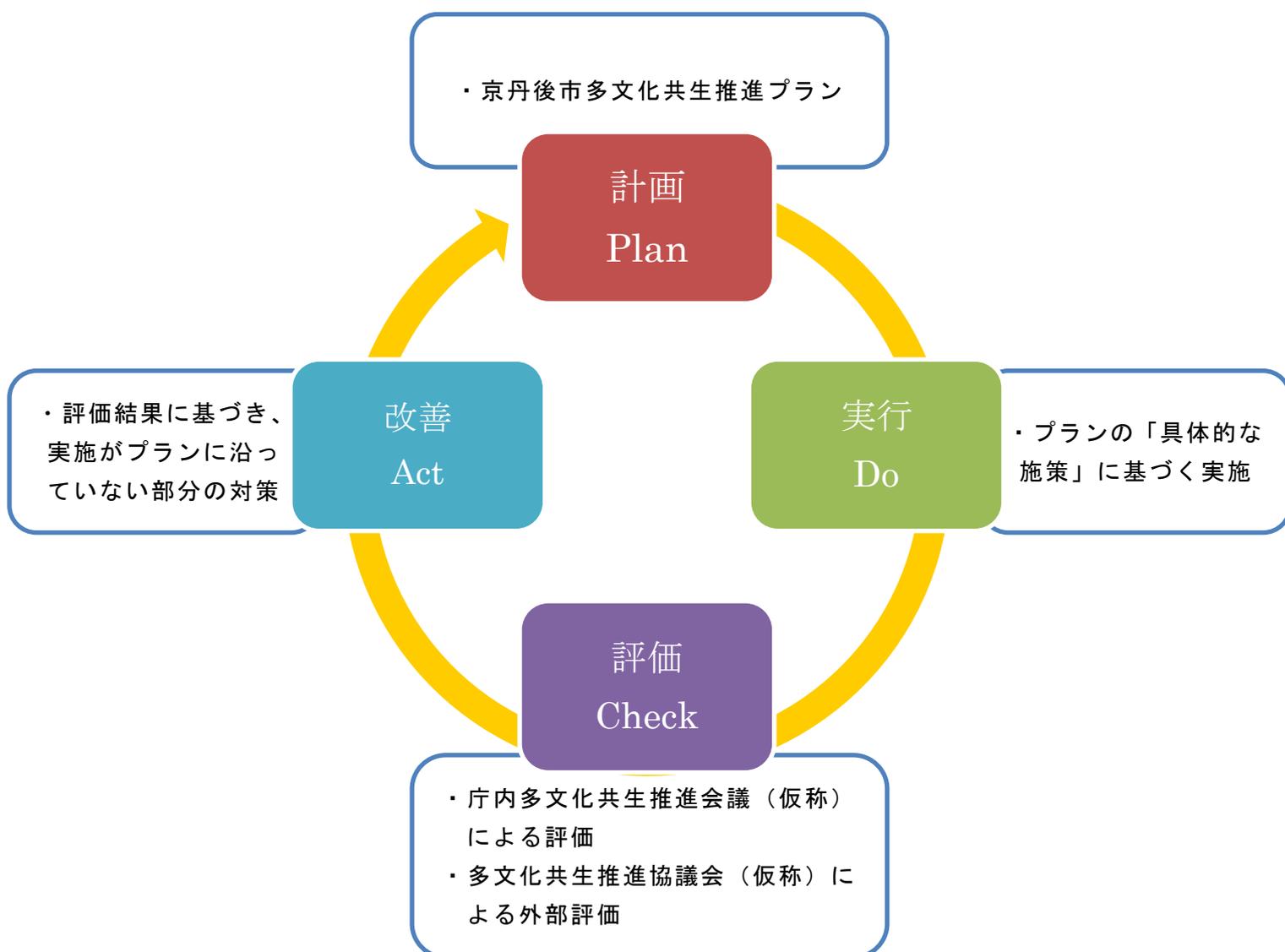
### 1 <sup>しんちよく</sup>進捗管理

プランの推進には、確実な推進体制の構築と併せて、PDCA サイクル(\*) に基づく、評価と改善といった<sup>しんちよく</sup>進捗管理が必要です。

\* PDCA サイクル :

計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Act) のプロセスを順に実施するマネジメントサイクル。最後の Act から Check の結果から、最初の Plan 内容を継続 (定着)・修正・破棄のいずれかにして、次回の Plan に結び付ける。

### 【プランの<sup>しんちよく</sup>進捗管理】



## 2 推進体制

### (1) 市役所、市国際交流協会、その他関係機関の連携強化

市役所と市国際交流協会が緊密に連携をとりながら施策を推進するとともに、学校、保育所、ハローワーク、警察署などの関係機関や関係者が連携を密にして情報共有を図り、ネットワークを構築し、多文化共生の取組みを推進します。

### (2) 市役所での取組み

市役所に横断的組織である「多文化共生推進会議（仮称）」を設置し、市役所の各部署が連携して、市役所全体で多文化共生の取組みを推進します。

### (3) 市民、地域、団体、事業者との連携促進

多文化共生の地域づくりを実現するためには、行政だけでなく、多文化共生に取り組む各主体が連携し効果的に取組を推進することが必要です。

各主体を構成員とした多文化共生推進協議会（仮称）を設置して、評価を行うとともに、市民、地域、団体、事業者の方々と連携・協力しながら、本プランに掲げる取組みを推進するために、情報共有や意見交換を積極的に進めます。

## 資料

- 資料 1 在留資格一覧表
- 資料 2 京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会設置要綱
- 資料 3 京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会委員名簿
- 資料 4 京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会概要
- 資料 5 京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会設置規程
- 資料 6 京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会委員名簿
- 資料 7 京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会概要

資料 1

在留資格一覧表

※在留期間：在留資格をもって在留する外国人が日本に在留することができる期間のことであり、許可される在留期間は在留資格ごとに定められている。なお、外国人は許可された在留資格・在留期間の範囲内で活動を行うことができる。

在留資格	日本において行うことができる活動	該当例	在留期間（※）
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機構の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団体構成員等及びその家族	外国活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の甲の下欄に掲げる活動を除く）	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等からの公の用務で派遣される者及びその家族	5年、3年、1年又は3月
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術	収入を伴う、音楽、美術、文学その他の芸能上の活動（興行の項の下欄に掲げる活動を除く）	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月
投資・経営	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人（外国法人を含む。以下この項において同じ。）若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わってその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。）	外資系企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年又は3月
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（教授の項下欄に掲げる活動を除く）	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月
教育	本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校の語学教師等	5年、3年、1年又は3月

在留資格	日本において行うことができる活動	該当例	在留期間
技術	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動（教授の項の下欄に掲げる活動並びに投資・経営の項、医療の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）	機械工学等の技術者	5年、3年、1年又は3月
人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）	通訳、デザイナー、私企業の語学教師等	5年、3年、1年又は3月
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（投資・経営の項の下欄に掲げる活動を除く。）	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は15日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機等の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月
技能実習	<p>一 次のイ又はロのいずれかに該当する活動</p> <p>イ 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能、技術若しくは知識（以下「技能等」という。）の修得をする活動（これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む。）</p> <p>ロ 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動</p> <p>二 次のイ又はロのいずれかに該当する活動</p> <p>イ 前号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動</p> <p>ロ 前号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動（法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。）</p>	技能実習生	1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）

在留資格	日本において行うことができる活動	該当例	在留期間
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（留学の項から研修の項までの下欄に掲げる活動を除く。）	日本文化の研究 者等	3年、1年、6月 又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在学习して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	観光客、会議参加 者等	90日若しくは30 日、15日又は15 日以内の日を単 位とする期間
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学、短期大学、 高等専門学校及 び高等学校等の 学生	4年3月、4年、3 年3月、3年、2 年3月、2年、1 年3月、1年6月 又は3月
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（二の表の技能実習の項の下欄第一号及びこの表の留学の項の下欄に掲げる活動を除く。）	研修生	1年、6月又は3 月
家族滞在	一の表、二の表又は三の表の上欄の在留資格（外交、公用及び短期滞在を除く。）をもつて在留する者又はこの表の留学、就学若しくは研修の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶 養する配偶者・子	5年、4年3月、4 年、3年3月、3 年、2年3月、2 年、1年3月、1 年、6月又は3月
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	高度研究者、外交 官等の家事使用 人、ワーキング・ ホリデー等、経済 連携協定に基づ く外国人看護 師・介護福祉士候 補	5年、4年、3年、 2年、1年、6月、 3月又は法務大 臣がここに指定 する期間（5年を 超えない範囲）

### 《活動に制限のない在留資格》

在留資格	日本において行うことができる活動	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永 住の許可を受け た者（入管特例法 の「特別永住者」 を除く）	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶 者・子・特別養子	5年、3年、1年 又は6月
永住者の配偶者	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住 者の配偶者及び 我が国で出生し 引き続き在留し ている子	5年、3年、1年 又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民、 日系3世、中国残 留邦人等	5年、3年、1年6 月又は法務大臣 が個々に指定す る期間（5年を超 えない範囲）

## 資料 2

# 京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、地域社会の一員として共に暮らすまちづくりの実現に向け、多文化共生推進に係るプラン(以下「推進プラン」という。)を策定するに当たり広く意見を求めるため、京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 多文化共生推進プランの策定に関すること。
- (2) 前号に掲げることのほか、多文化共生推進に関し必要と認められる事項

(組織及び委員)

第3条 委員会の委員は、20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 国際交流団体を代表する者又はそれらの団体の推薦を受けた者
- (2) 外国人を雇用する企業等を代表する者又はその企業等の推薦を受けた者
- (3) 外国人の居住、福祉、教育等に関係する団体を代表する者又はそれらの団体の推薦を受けた者
- (4) 多文化共生に関し識見を有する者
- (5) 在住外国人
- (6) 市民公募による者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(オブザーバー及びアドバイザー)

第5条 委員会にオブザーバー及びアドバイザーを置くことができる。

2 オブザーバー及びアドバイザーは、必要に応じて委員会の会議(以下「会議」という。)に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の委員会は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、調査、研究又は審議のため必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画総務部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年5月20日から施行する。

資料 3

京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会委員

※ 敬称略

役職	氏名	所属等
委員長	藤村 益弘	京丹後市国際交流協会 会長
副委員長	大久保 里美	京丹後市女性連絡協議会 理事
委員	沖田 裕美	(株)日進製作所 人事課長
〃	櫛田 匠	社会福祉法人みねやま福社会 理事長
〃	吉田 範充	京丹後人権擁護委員協議会 会長
〃	坂本 芳雄	京丹後市区長連絡協議会 監事
〃	永幡 正尚	京丹後警察署 警備課長
〃	山口 亜津子	ハローワーク峰山(峰山公共職業安定所) 統括職業指導官
〃	中西 進	NPO 法人京丹後コミュニティ放送 局長代理
〃	安井 美佐子	京丹後市社会福祉協議会 理事
〃	村上 弘樹	京丹後市小学校長会 会長
〃	松田 正則	京丹後市中学校長会 会長
〃	藤村 肇	京丹後市商工会 専務理事
〃	清川 忠夫	京丹後市観光協会 事務局長
〃	水野 孝典	京都府外国籍府民共生施策懇談会 元委員
〃	田茂井 ナセル	在住外国人
〃	于 漫	在住外国人
〃	安田 綾	市民公募者

アドバイザー	氏名
NPO 法人多文化共生センター大阪 代表理事	田村 太郎

オブザーバー	氏名
(公財) 京都府国際センター 常務理事	有馬 透

事務局	企画総務部長	木村 嘉充
	企画総務部企画政策課 課長	川口 誠彦
	企画総務部企画政策課 主任	今西 靖佳
	京丹後市国際交流協会 事務局長	麻田 友子

資料 4

京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会概要

回	開催日	議題等
第1回	平成26年5月20日	(1) 委員長及び副委員長の選出について (2) 「京丹後市多文化共生推進プラン」の策定について (3) 講演「多文化共生の今後の課題」 総務省自治行政局国際室 植村 哲 室長
第2回	平成26年10月29日	(1) 外国人市民アンケート及び日本人市民アンケート調査の結果について (2) 「京丹後市多文化共生推進プラン(イメージ)」について
第3回	平成26年12月16日	(1) 「京丹後市多文化共生推進プラン(素案)」について
第4回	平成27年1月30日	(1) 「京丹後市多文化共生推進プラン(案)」について (2) 講演「京丹後市の多文化共生に期待すること」 NPO 法人多文化共生センター大阪 田村 太郎 代表理事

## 資料 5

# 京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会設置規程

### (設置)

第1条 多文化共生のまちづくりを推進するための庁内組織として、京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 多文化共生に関する情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 多文化共生に関する施策の検討及び推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げることのほか、多文化共生のまちづくりの推進に関し必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員会の長(以下「議長」という。)は、企画総務部企画政策課長をもって充てる。

### (議長の職務)

第4条 議長は、会務を総理する。

- 2 議長は、委員会において必要があると認められるときは、関係機関等に対して出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 3 議長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ議長が指定した者がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて、議長が招集する。

- 2 委員会の構成員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、当該所属課等の職員を代理出席させることができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画総務部企画政策課において処理する。

### (その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

### 附 則

この訓令は、平成26年5月19日から施行する。

別表(第3条関係)

職名
企画総務部企画政策課長
企画総務部総務課長
市民部市民課長
市民部市民協働課長
医療部医療政策課長
健康長寿福祉部生活福祉課長
健康長寿福祉部健康推進課長
商工観光部商工振興課長
商工観光部観光振興課長
建設部都市計画・建築住宅課長
教育委員会事務局学校教育課長
教育委員会事務局子ども未来課長
消防本部総務課長

## 資料6

## 京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会委員

役職	所属	氏名
議長	企画総務部企画政策課長	川口 誠彦
委員	企画総務部総務課長	荻野 正樹
〃	企画総務部情報政策課長	吉岡 敬恭
〃	市民部市民課長	上田 雅彦
〃	市民部市民協働課長	西村 誠志郎
〃	医療部医療政策課長	西山 真澄
〃	健康長寿福祉部生活福祉課長	岸本 繁之
〃	健康長寿福祉部健康推進課長	松本 裕子
〃	商工観光部商工振興課長	高橋 尚義
〃	商工観光部観光振興課長	柳内 研一
〃	建設部都市計画・建築住宅課長	安田 悦雄
〃	教育委員会事務局学校教育課長	横島 勝則
〃	教育委員会事務局子ども未来課長	中村 八寿子
〃	消防本部総務課長	安川 郁夫

事務局	企画総務部企画政策課 主任	今西 靖佳
	京丹後市国際交流協会 事務局長	麻田 友子

資料 7

京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会概要

回	開催日	議題等
第 1 回	平成 26 年 5 月 19 日	(1) 委員会設置規定について (2) 「京丹後市多文化共生推進プラン」の策定について (3) アドバイザーとの意見交換
第 2 回	平成 26 年 8 月 20 日	(1) 外国人市民アンケート調査の結果について (2) 日本人市民アンケートの実施について (3) 日本語教育の必要性について
第 3 回	平成 26 年 10 月 22 日	(1) 日本人市民アンケート調査の結果について (2) 「京丹後市多文化共生推進プラン(イメージ)」について (3) 具体的な施策の内容について
第 4 回	平成 27 年 1 月 9 日	(1) 基本方針と施策、実施年度について (2) 今後のスケジュールについて